

金城大学短期大学部 自己点検・評価報告書

令和 8 年 9 月

目次

自己点検・評価報告書.....	1
1. 自己点検・評価の基礎資料.....	2
2. 自己点検・評価の組織と活動.....	5
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	14
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	17
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]	20
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]	23
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	27
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]	32
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]	36
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]	38
【基準Ⅲ教育資源と財的資源】	
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	46
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	52
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	58
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	61
【基準Ⅳ短期大学運営とガバナンス】	
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]	66
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]	70
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	73
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]	76

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、令和 8 年度に実施した金城大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 8 年 9 月

理事長

加藤 真一

学長

加藤 博

ALO

新井 浩

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

1904（明治 37）年	金沢市に金城遊学館を創設
1905（明治 38）年	金城女学校として認可される。
1924（大正 13）年	修業年限 5 か年の金城高等女学校となる。
1944（昭和 19）年	財団法人金城高等学校を設立
1947（昭和 22）年	学制改革により財団法人金城高等学校に金城中学校を併設
1948（昭和 23）年	財団法人金城高等学校を設置
1951（昭和 26）年	学校法人金城高等学校に名称変更（組織変更）
1952（昭和 27）年	金城高等学校附属幼稚園を設置
1961（昭和 36）年	金城家庭専門学校を開校
1967（昭和 42）年	学校法人金城高等学校を学校法人金城学園に名称変更
1967（昭和 42）年	金城高等学校附属幼稚園を金城幼稚園に名称変更
1968（昭和 43）年	金城幼稚園教育専門学校を設置
1971（昭和 46）年	金城幼稚園教育専門学校を金城保育学院に名称変更
1975（昭和 50）年	金城中学校、金城家庭専門学校を廃止
1976（昭和 51）年	金城短期大学（幼児教育科・美術科）を開学
1977（昭和 52）年	金城保育学院を廃止
1984（昭和 59）年	金城短期大学に秘書科（現：ビジネス実務学科）を設置
1996（平成 8）年	金城高等学校を男女共学とし、遊学館高等学校に名称変更
2000（平成 12）年	金城大学（社会福祉学部社会福祉学科）を開学
2000（平成 12）年	金城短期大学を金城大学短期大学部に名称変更
2004（平成 16）年	金城学園創立 100 周年を迎える。
2005（平成 17）年	金城学園白山美術館を開館
2005（平成 17）年	金城学園創立 101 周年記念式典を挙行
2007（平成 19）年	金城大学に医療健康学部理学療法学科を設置
2008（平成 20）年	白山市立松任西南幼稚園の設置者を白山市から金城学園へ移管し、金城大学附属西南幼稚園として開園
2011（平成 23）年	金沢信用金庫、北陸銀行と包括協定を締結
2011（平成 23）年	白山市と包括協定を締結
2011（平成 23）年	白山市経済団体連絡協議会と産学連携包括協定を締結
2012（平成 24）年	社会福祉法人金城福祉会が蝶屋保育園の運営を開始
2013（平成 25）年	金城大学医療健康学部作業療法学科を設置
2013（平成 25）年	金城学園創成記念碑「遊学の丘」を設置
2015（平成 27）年	金城大学に看護学部看護学科を設置
2015（平成 27）年	金城大学に大学院リハビリテーション学研究科を設置
2016（平成 28）年	金城幼稚園を休園

2016（平成 28）年	野々市市と包括協定を締結
2017（平成 29）年	金城大学大学院のリハビリテーション学研究科を総合リハビリテーション学研究科に名称変更
2018（平成 30）年	金城大学社会福祉学部こども専攻を改組し、子ども福祉学科を設置
2019（平成 31）年	白山石川医療企業団と総合連携に関する協定を締結
2022（令和 4）年	金城幼稚園を廃止
2023（令和 5）年	PFU ライフエージェンシー株式会社と包括連携協定を締結

<短期大学の沿革>

1976（昭和 51）年	金城短期大学（幼児教育科・美術科）を開学。開学式典を挙
1984（昭和 59）年	秘書科を設置
1984（昭和 59）年	台湾・国立台湾芸術大学と姉妹校協定を締結
1986（昭和 61）年	米国・ミズーリ州のコロンビア大学と姉妹校協定を締結
1988（昭和 63）年	米国・オハイオ州のハイデルベルグ大学と姉妹校協定を締結
1989（平成元）年	台湾の私立遠東工業専科学校と姉妹校協定を締結
1991（平成 3）年	幼児教育科を幼児教育学科に、美術科を美術学科に、秘書科を秘書学科にそれぞれ名称変更
1995（平成 7）年	幼児教育学科と秘書学科を男女共学とし、全学科共学とする。
1998（平成 10）年	幼児教育学科専攻科福祉専攻を設置
1999（平成 11）年	中国の蘇州市職業大学と姉妹校協定を締結
2000（平成 12）年	金城大学短期大学部に名称変更
2001（平成 13）年	秘書学科をビジネス実務学科に名称変更
2004（平成 16）年	留学生別科を設置
2004（平成 16）年	中国の無錫科学技術職業学院と学術交流協定を締結
2004（平成 16）年	ビジネス実務学科の取組が、文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」に選定される（～2006 年）。
2007（平成 19）年	財団法人短期大学基準協会による第三者評価を受け（2006）、 「適格」と認定される。
2008（平成 20）年	幼児教育学科の取組が、文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム」に選定される（～2011 年）。
2009（平成 21）年	文部科学省「大学教育・学生支援推進事業」学生支援推進プログラムに選定される（～2011 年）。
2010（平成 22）年	ビジネス実務学科の取組が、文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に選定される（～2012 年）。
2012（平成 24）年	文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に選定される（～2015 年）。
2014（平成 26）年	一般財団法人短期大学基準協会による第三者評価を受け（2013）、 「適格」と認定される。

2015（平成 27）年	嘉悦大学と大学間連携協定を締結
2016（平成 28）年	幼児教育学科専攻科福祉専攻を廃止
2018（平成 30）年	ビジネス実務学科を再編し、4 コース制（ビジネス総合コース、メディカル秘書コース、ホテル・観光コース、フードビジネスコース）とする。
2018（平成 30）年	金沢工業大学及び国際高等専門学校と教育・研究協力協定を締結
2018（平成 30）年	金沢市近郊私立大学等の特色化推進プラットフォーム形成に関する連携協定を締結
2018（平成 30）年	石川県との防災分野における連携に関する協定
2019（令和元）年	美術学科を再編し、7 コース制（油画・日本画コース、マンガ・キャラクターコース、デザイン・ビジネスコース、ゲーム・映像コース、ファッション・スタイリストコース、染色・陶芸コース、インテリア・コーディネートコース）とする。
2020（令和 2）年	上海健康医学院との教育学術交流に関する協定を締結
2020（令和 2）年	第一生命保険株式会社との包括連携協定を締結
2021（令和 3）年	イオンモール株式会社との産学連携協力に関する協定を締結
2021（令和 3）年	一般財団法人大学・短期大学基準協会による認証評価を受け（2020）、「適格」と認定される。

（2）学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 7（2025）年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
金城大学	石川県白山市笠間町 1200	430 人	1,540 人	1,263 人
専攻科	石川県白山市倉光 1 丁目 250	10 人	10 人	11 人
大学院研究科	石川県白山市笠間町 1200	5 人	10 人	10 人
金城大学短期大学部	石川県白山市笠間町 1200	250 人	500 人	465 人
留学生別科	石川県白山市笠間町 1200	20 人	20 人	10 人
遊学館高等学校	石川県金沢市本多町 2-2-3	440 人	1,320 人	1,108 人
金城大学附属西南幼稚園	石川県白山市笠間町 1201	40 人	120 人	24 人

■ 令和 8 (2026) 年 5 月 1 日現在

```

graph TD
    監事[監事] --> 理事長[理事長]
    理事長 --> 評議員会[評議員会]
    理事長 --> 監査室[監査室]
    理事長 --> 理事長室[理事長室]
    理事長室 --> 法人本部[法人本部]
    法人本部 --> 経営管理部[経営管理部]
    法人本部 --> 財務部[財務部]
    法人本部 --> 人事部[人事部]
    法人本部 --> 企画室[企画室]
    理事長室 --> 金城大学[金城大学]
    理事長室 --> 金城大学短期大学部[金城大学短期大学部]
    理事長室 --> 遊学館高等学校[遊学館高等学校]
    金城大学 --> 大学・短大事務局[大学・短大事務局]
    遊学館高等学校 --> 高校事務室[高校事務室]
    金城大学附属西南幼稚園[金城大学附属西南幼稚園]
  
```

The organizational chart of Kanagawa University is structured as follows:

- 大学・短期大学事務局** (University/Short-term University Secretariat)
 - 学長** (President)
 - 副学長** (Vice President)
 - 短大運営委員会** (Short-term University Management Committee)
 - 幼児教育学科会議 (Early Childhood Education Discipline Meeting)
 - 美術学科会議 (Art Discipline Meeting)
 - ビジネス実務学科会議 (Business Practical Discipline Meeting)
 - 教授会** (Faculty Assembly)
 - 自己点検・評価室** (Self-inspection/Evaluation Room)
 - 教育改革推進室** (Education Reform Promotion Room)
 - 研究倫理委員会** (Research Ethics Committee)
 - 人権委員会** (Human Rights Committee)
 - 個人情報保護担当委員会** (Personal Information Protection Task Force Committee)
 - 衛生委員会** (Health Committee)
 - 教務委員会** (Academic Affairs Committee)
 - 学生委員会** (Student Affairs Committee)
 - IR委員会** (IR Committee)
 - FD・SD委員会** (FD/SD Committee)
 - 学生リーダー支援委員会** (Student Leader Support Committee)
 - インターンシップ運営委員会** (Internship Operation Committee)
 - 紀要編集委員会** (Abstract Editing Committee)
 - 職業実践力育成プログラム運営委員会** (Career Practical Ability Cultivation Program Operation Committee)
 - 金城アドミッションセンター** (Kanagawa Admissions Center)
 - 金城キャリア支援センター** (Kanagawa Career Support Center)
 - 金城地域包括連携センター** (Kanagawa Regional Comprehensive Cooperation Center)
 - 金城研究推進センター** (Kanagawa Research Promotion Center)
 - 金城ICT総合管理センター** (Kanagawa ICT Comprehensive Management Center)
 - 金城国際地域共生センター** (Kanagawa International Regional Coexistence Center)
 - 金城障がい学生支援センター** (Kanagawa Disability Student Support Center)
 - 金城保健管理センター** (Kanagawa Health Management Center)
 - 白山美術館** (Shirayama Museum of Art)
 - 金城大学図書館** (Kanagawa University Library)

- 総務企画部** (General Planning Department)
- 管財部** (Finance Department)
- 経理部** (Accounting Department)
- 教学支援部** (Teaching Support Department)
- アドミッションオフィス** (Admissions Office)
- キャリア支援部** (Career Support Department)
- 図書委員会** (Library Committee)

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

金城大学短期大学部は石川県の県庁所在地金沢市の南、白山市に位置している。石川県の人口は、令和 7 (2025) 年 5 月 1 日現在で 1,092,152 人である。平成 12 (2000) 年の 1,180,977 人をピークに、なだらかな減少傾向が続いている。白山市は平成 17 (2005) 年 2 月 1 日、1 市 2 町 5 村（松任市、美川町、鶴来町、河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村）の合併により誕生した。令和 7 (2025) 年 5 月 1 日現在の人口は 112,125 人であり、県庁所在地の金沢市に次ぐ県下第 2 位の都市である。

	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度
白山市総人口	113,136 人	112,916 人	112,652 人	112,524 人	112,125 人
白山市世帯数	45,281 世帯	45,778 世帯	46,331 世帯	46,898 世帯	47,295 世帯
白山市 18 才人口	1,106 人	1,171 人	1,088 人	1,104 人	1,184 人

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

石川県出身の学生の割合は、8 割強で推移している。

地域	令和 3 (2021) 年度		令和 4 (2022) 年度		令和 5 (2023) 年度		令和 6 (2024) 年度		令和 7 (2025) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
石川県	231	81.9	235	82.8	181	76.4	213	81.9	182	85.5
富山県	31	11.0	33	11.6	30	12.6	31	12.0	22	10.3
福井県	7	2.5	4	1.4	12	5.1	11	4.2	2	0.9
その他	13	4.6	12	4.2	14	5.9	5	1.9	7	3.3
合計	282	100	284	100	237	100	260	100	213	100

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 7 (2025) 年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

白山市は、令和 4 (2022) 年 3 月に「第 2 次白山市総合計画 後期基本計画」を策定し、7 つのまちづくりの目標を設定している。このうち次の 3 つの目標において本学への期待が寄せられている。まず、目標 1「誰もが健康でいきいきと暮らし続けられ

るまちづくり」では、大学等との連携事業の推進による世帯間交流の促進が挙げられている。また、目標 3「人と地域の交流で笑顔が生まれる市民主体のまちづくり」では、包括連携協定を締結している本学等との連携推進による地域課題解決に向けた取り組みの充実が挙げられている。さらに、目標 5「賑わいと活力がみなぎる元気なまちづくり」では、インターンシップ等を通じて企業と大学の交流を促進することで、地元大学生の地元定着が求められている。このほか、計画全体を横断したプロジェクトの一つとして、大学との連携事業数を大幅に増やす目標も設定されている。

卒業生のほとんどが地元の企業や福祉・医療、幼児教育関連機関等に就職しており、本学は地域社会で活躍できる人材育成が求められている。加えて近年は、地元産業界・自治体との連携協定の締結がさらに広がっており、令和 3（2021）年にはイオンモール株式会社と産学連携協力に関する協定を締結するなど、企業との連携の幅も着実に拡大している。あわせて、白山商工会議所、白山青年会議所、白山手取川ジオパーク推進協議会、白山ロータリークラブ、白山市国際交流協会といった地元地域の団体等からの連携依頼も引き続き多数受けており、地（知）の拠点としてのニーズは一層高まっている。

■ 地域社会の産業の状況

石川県民のシンボルである霊峰白山、その麓に広がる森や扇状地は、石川県の水瓶や穀倉地域、観光・レクリエーション地域として、白山市民のみならず広く県民の生活を支えている。このような地域資源を有する白山市は、市街地整備や工業団地の造成、大型商業施設の誘致等により発展し、石川中央広域圏の中核的な都市として位置づけられている。

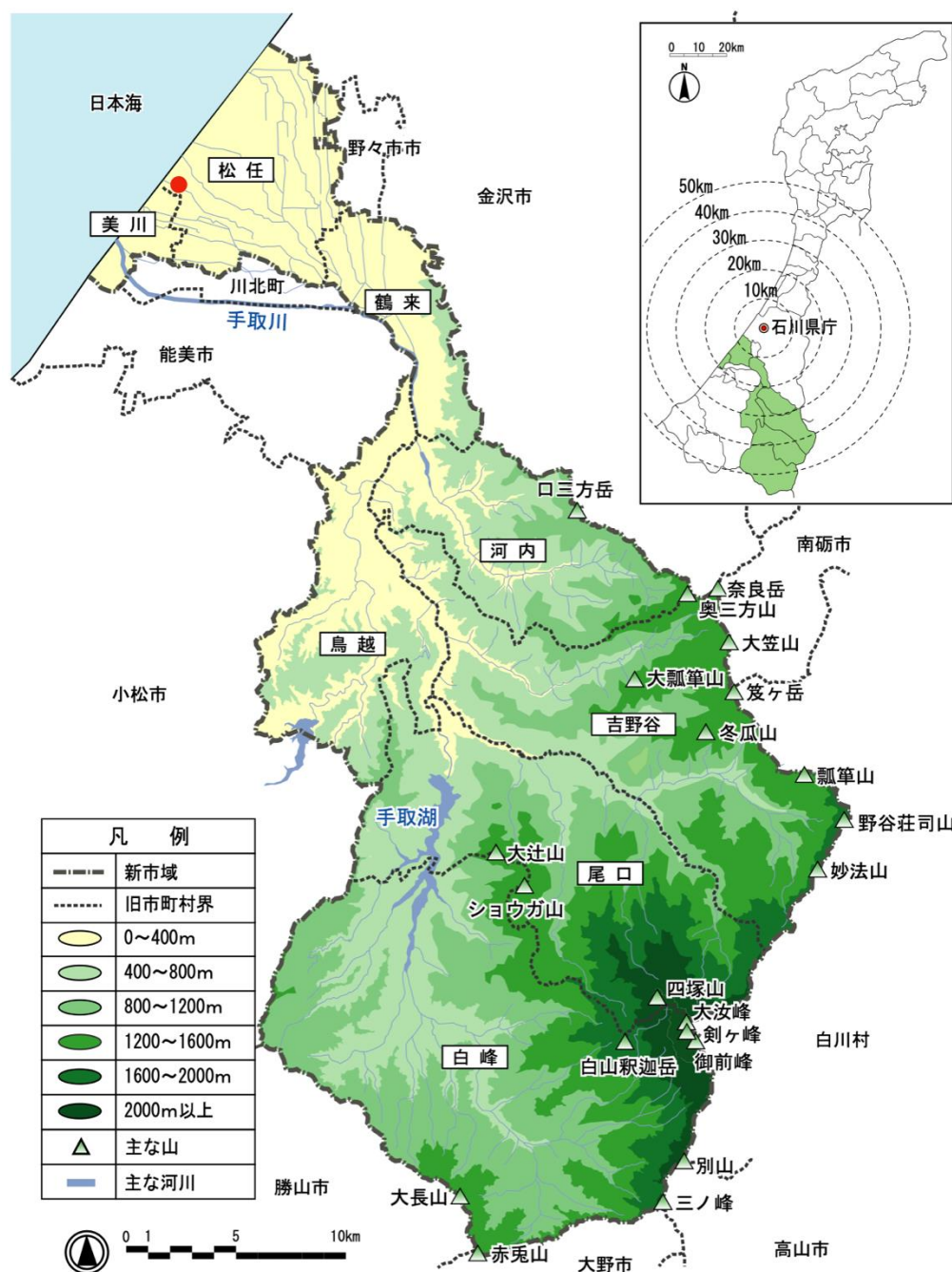
白山市の南部地域は自然豊かな山々に囲まれており、農林業と観光業が主な産業である。また、金沢市の南郊に位置する旧松任市周辺の北部地域では製造業が盛んである。令和 2（2020）年国勢調査によれば、白山市の就業者数は 58,105 人で、産業部門別就業者数の割合は、第 1 次産業が 2.58%、第 2 次産業が 32.60%、第 3 次産業が 63.82%となっており、製造業（23.21%）、卸売・小売業（16.11%）、医療・福祉（11.52%）が上位を占めている。また、令和 3（2021）年経済センサス-活動調査による事業所数（民営）でみると、卸売・小売業の 974（21.44%）、製造業の 656（14.44%）、建設業の 609（13.41%）の順となっている。

石川県に本店登記のある上場企業は全部で 25 社あり、そのうち白山市は 8 社で、金沢市の 12 社に次いで 2 番目である。白山市は平成 28（2016）年に中小企業振興基本条例を制定し、これに基づく中小企業振興計画（平成 30 年度からの 10 年計画、令和 4 年度に中間見直しを行い後期＝令和 5～9 年度に移行）のもとで、創業支援、事業承継、人材確保、DX・脱炭素などの成長分野への対応、企業立地の促進を進めている。市内には松任フロンティアパークや美川インターパークなど複数の工業団地を擁し、旭工業団地第 2 期の分譲を進めるとともに、工場立地助成金や本社機能立地助成金等の優遇措置により企業誘致を図っている。一方で、経営者の高齢化や後継者不足は地域共通の課題となっている。

市政の計画的枠組みも更新が進んでおり、第 2 次白山市総合計画（平成 29～令和 8

年度) に続く第3次総合計画の策定が進められているほか、地方創生分野では第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2～6年度)を経て、令和7(2025)年度から「白山市デジタル田園都市構想総合戦略(令和7～9年度)」へと移行している。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図





(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a)改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
卒業生の進路先からの卒業後評価の聴取については、聴取件数やその結果の活用という点で課題が挙げられており、意見聴取の方法やフィードバックの仕組みづくりの検討が望まれる。
(b)対策
卒業生の就職先からの卒業後評価の聴取方法として、依頼方法の見直しにより回答率の向上を図った。具体的には、郵送依頼に加えて Google フォームの QR コードの明示、回答期限前のメール・電話による再依頼、求人依頼や企業訪問・インターンシップ依頼の機会を活用した協力依頼などを行った。 調査結果のフィードバックについては、「内部質保証の方針」に手続きとして定め、金城キャリア支援センターだけでなく各学科で確認し教育課程・学習成果・就職支援状況の点検・評価に活用する仕組みを確立した。
(c)成果
意見の聴取方法の見直しを行った結果、令和 6 (2024) 年度は 104 件の回答 (回収率 70.7%)、令和 7 (2025) 年度は 90 件 (回収率 64.7%) の回答を得ることができた。 また集計結果の各学科へのフィードバックを行うことによって、卒業生が進路先から評価されている点、改善が必要な点等がより明確となり、教育改善を検討するための重要なデータの一つとして活用することが可能となった。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a)改善を要する事項
なし
(b)対策
(c)成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a)指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b)改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a)指摘事項
なし
(b)履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 7（2025）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

本学では、公的資金の適正な管理を目的として「科学研究費助成事業取扱規程」等の関係規程を整備するとともに、「金城大学・金城大学短期大学部 公的研究費の管理・監査に関する指針」を定め、管理・運営に係る責任体系を明確化している。また、「公益通報者保護規程」及び関連内規を整備し、「金城大学・金城大学短期大学部における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」及び「公的研究費の使用に関する行動規範」を定め、不正の防止と早期発見に向けた通報体制を確保している。

令和 7（2025）年度においては、総務企画部及び経理部を中心に、教職員への適正使用・法令遵守・不正防止に関する周知を実施した。あわせて、研究倫理教育（APRIN による e ラーニング、3 年に一度実施）、コンプライアンス教育（毎年実施）、内部監査・モニタリング、科研費使用マニュアルの整備・更新を継続的に行い、公的研究費の適正な執行・管理体制の維持に努めている。

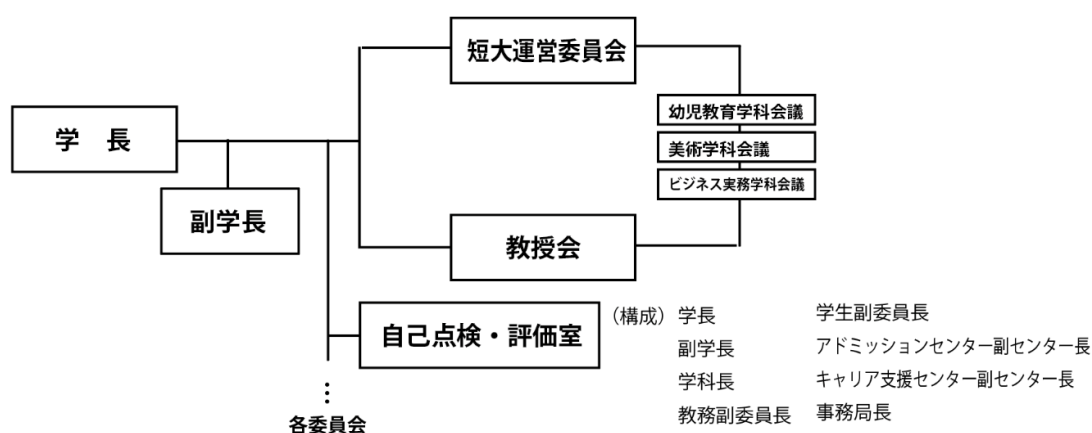
2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

「金城大学短期大学部教学組織規程」（以下「教学組織規程」という。）第4条の規定に基づき、自己点検・評価室を設置している。自己点検・評価室は、「金城大学短期大学部自己点検・評価室規程」（以下「自己点検・評価室規程」という。）に基づき、毎年度、自己点検・評価活動を実施している。自己点検・評価室は、室長、学長が任命する教育職員、総務企画部長及びその他学長が必要と認める者で構成されている。令和8（2026）年5月1日現在の構成員は、次のとおりである。なお、学長は、必要に応じて法人本部に対し、自己点検・評価活動への協力を要請している。

- 室長 美術学科長補佐／教授 新井 浩（ALO）
- 室員 幼児教育学科長補佐／准教授 村上 知子
- 室員 ビジネス実務学科／教授 井戸 健敬
- 室員 ビジネス実務学科／教授 瀬戸 就一
- 室員 美術学科／准教授 本山 二郎
- 室員 幼児教育学科／講師 三浦 哲志
- 室員 総務企画部長 碓 祐一朗
- 室員 総務企画部職員 吉田 雅美
- 室員 総務企画部職員 羽原 佳代子

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）（令和8（2026）年5月1日現在）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学では、平成6（1994）年度に自己点検・評価室を設置し、自己点検・評価活動を継続的に実施している。自己点検・評価室規程第2条では、自己点検・評価室の役割を「教育研究水準の向上を図り、その目的及び責任を達成するため、教育研究活動及び管理運営に関する自己点検・評価を統括する」と定めている。

この規程に基づき、自己点検・評価室が中心となって自己点検・評価活動を推進し、前回の認証評価受審後には、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度については、簡易報告として自己点検・評価結果を取りまとめ、令和6（2024）年度からは、認証評価の受審を視野に入れた自己点検・評価報告書を作成し、公表している。以上のように、自己点検・評価室を中心とした組織的な点検・評価体制が継続的に機能している。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和7（2025）年度を中心に）
 - (1) 自己点検・評価報告書の作成
令和9（2027）年度の認証評価受審を視野に入れ、認証評価基準に基づく令和7（2025）年度自己点検・評価報告書を作成し、公表した。
 - (2) 事業報告書及び事業計画書の作成
学科、部、センター等の各部署から事業報告及び事業計画を取りまとめ、「令和6（2024）年度事業報告書」及び「令和7（2025）年度事業計画書」を作成し、学内電子掲示板に掲載して教職員へ周知した。
 - (3) 外部評価の実施
各学科において、就職先関係者、高等学校教員及び卒業生等を評価員とする外部評価を実施し、三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）や教育課程、教育活動等について意見を聴取した。得られた意見は自己点検・評価及び教育改善に活用した。
 - (4) アセスメント・ポリシーに基づく点検・改善
「内部質保証の方針（アセスメント・ポリシー）」に基づき、機関レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルの3段階で学習成果を点検・評価した。また、FD・SD研修等を通じて評価手法や教育改善について検討し、自己点検・評価の結果を教育活動の改善につなげるPDCAサイクルの運用を継続した。
 - (5) 内部質保証体制の推進
自己点検・評価室を中心に、各部署から提出された自己点検・評価シートやエビデンスを取りまとめるとともに、認証評価基準に基づく点検・評価を実施した。また、改善事項の進捗状況を確認し、内部質保証体制の継続的な改善を図った。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

〔テーマ 基準 I -A 建学の精神〕

〔区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。〕

【観点】

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準 I -A-1 の現状＞

- (1) 「優美にしてかつ面白きもの」——これは、金城学園（以下「本学園」という）の創始者・加藤廣吉が、明治 37（1904）年に刊行した著書『学校遊戯全書』の中で、女子遊戯の将来像として掲げた言葉である。この著作と同年、廣吉は、女子教育の向上の必要性を強く感じ、妻・せむと共に私塾「金城遊学館」を設立した。廣吉の理想とした優美にして面白き女子遊戯は、やがて「遊学の精神の涵養」という教育理念へと発展し、私塾というかたちで実現したものであった。形式的な知識の詰め込みではなく、自由に広く世の中を見聞し、優美で面白みのある深い人格を育むこと—この「遊学の精神」は、創立以来、本学園全体を貫く建学の精神として受け継がれている。

明治 38（1905）年には私立女学校としての認可を受け、組織を改編した「金城女学校」が誕生する。「遊学の精神の涵養」に加え、より実践的な女子教育の理念として掲げられたのが「良妻賢母の育成」である。当時、女性が家庭を守り育児に尽くすことが社会的な役割とされていたなかで、金城女学校は、女性の特性を活かしつつ社会に貢献できる人間の育成を目指した。創立 2 年目に廣吉は早世したが、その志を受け継いだ加藤せむは、「率先垂範」「質素勤勉」を教育理念として掲げ、自ら実践していった。また一方で、「口ばかりの人」「虚栄の奴隷たる人」「我利主義の人」「薄情な人」の 4 つの姿勢を戒め、学園の人格教育に強く影響を与えた。

大正 13（1924）年には金城女学校は高等女学校へ昇格し、昭和 23（1948）年には財団法人金城高等学校として認可された。加藤せむの後を継いで理事長に就任した加藤二郎は、時代に即した良妻賢母の育成を目指し、学園の校風の確立に尽力した。二郎は母・せむの教育への真摯な姿勢を見ながら、次の言葉を残している。

「教育とは云うてきかす事ではない。してみせる事でもない。している事である。」

昭和 40（1965）年に二郎が逝去したのち、次男の加藤晃が理事長に就任。父・二郎の構想を受け継ぎ、学園の総合化を進展させた。そして昭和 51（1976）年、現在の金城大学短期大学部の前身となる「金城短期大学」を開学。これは、当時求められていた高等教育の基盤整備という社会的要請に応えるものであった。開学に当たり、私学としての個性を打ち出すため、学科を通じた設立理念として、次の 2 つの言葉を掲げた。

○「手づくりの温かさをもった教育」

一分でも一秒でも多くの時間を学生と過ごし、さまざまなふれあいを通じて、学生ひとりひとりが独自の光を放つように個性を伸ばす教育を行うこと。

○「金城から地球を歩こう」

気軽に世界に乗り出して活躍する道を示す教育を行うこと。地域理解を深めるだけでなく、外国の良き点を学び取り入れて地球規模で物事を考える人を育てること。

前者は、「良妻賢母の育成」に基づき、人の支えとなる人材の育成を目標として設定しており、全人格教育を目指すものである。また後者は、「遊学の精神の涵養」に基づき、何ものにもとらわれない自由な精神を持って、人格を高め磨くことを目標として設定しており、国際化教育を目指している。

とくに「手づくりの温かさをもった教育」は、本学園創立以来の教育理念に根ざすものであり、加藤晃は父・二郎の教育理念を継承し、学園全体の教育を次のように表現している。

「教育とは、先生と学生の全人格のぶつかりあいの中から生まれてくる学生への影響、それも何らかの良い影響である。」

すなわち、本学園においては、「学生とともに毎日学内で過ごす生活そのもの」が教育であり、「朝、学校に入り、夕方校門を出るまで、全てが教育」である。建学の精神を核とするこれらの教育観は、現在に至るまで本学の教育活動の基盤となっている。

- (2) 金城大学短期大学部学則第 1 条において、「教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神を基本理念とし……社会に貢献できる心身ともに健全なる人物を養成する」ことを明記しており、建学の精神は法的根拠に基づく公共性を有していることを示している。
- (3) (4) 学内外への表明については、入学式において理事長が告辞で毎年建学の精神を説明するほか、本学公式ウェブサイトや学校案内パンフレットに記載して広く学内外に発信し、パネル展示や掲示によって学生・教職員への周知も図っている。令和 7(2025)年度は、学長を講師として、教員から提出されたティーチング・ポートフォリオの共有をテーマとする FD を実施し、その際、建学の精神の内容確認を盛り込み、教員間の共通理解を深める機会とした。



図 1-1 短期大学部エントランス（左） 大学事務局横（右）にパネルを設置

(5) 毎年6月に発行する『金城学園ガイド』では、編集過程において建学の精神の表現や説明文について、現在の社会的背景に即した内容かどうかの確認を行っている。近年では、令和元(2019)年度版の発行に当たり、社会の変化やニーズを踏まえて説明文を改訂し、現在は、「遊学の精神の涵養」は「何ものにもとらわれず、自由に広く世の中を見聞し、人格を高め磨いていくこと」、「良妻賢母の育成」は「周りの人々がより良く幸せに生きるための支えとなる人材を育成すること」として、現代的な説明文を付与している。

このように本学園の建学の精神は、創立から現在に至るまで120年以上にわたって受け継ぎ、教育基本法等に則った公共性を確認しながら、社会の変化に応じて柔軟に再解釈し、学内外に表明し、学内共有を行っている。

<テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題>

特になし。

<テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項>

本学では、建学の精神である「遊学の精神の涵養」と「良妻賢母の育成」を、現代社会の文脈に即して再解釈し、「何ものにもとらわれず、自由に広く世の中を見聞し、人格を高め磨いていくこと」及び「周りの人々がより良く幸せに生きるための支えとなる人材を育成すること」として表現している。これらの理念は、単なる標語にとどまらず、各学科の教育活動の中で実践的に体现されている。

ビジネス実務学科では、白山市の地域イベントと連動したゼミ活動や調査研究を通じて、地域課題の発見と解決に貢献している。美術学科では、白山手取川ジオパーク構想と連動した地域美術演習や、地域企業との協働によるデザイン提案などを実施し、地域文化の発信と創造に寄与している。幼児教育学科においても、地域に根ざした保育者の育成やボランティア活動を継続的に展開し、地域社会との信頼関係を深めている。

これらの取組は、建学の精神を具体的な教育実践へと結びつけ、地域社会の中で活躍できる人間の育成を目指す本学の姿勢を体现するものである。今後も、建学の精神と教育活動を一層融合させ、学園全体としての教育の質向上と社会貢献の強化を図っていく。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

【観点】

- (1) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科又は専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- (4) 学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかを定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

- (1) 本学の教育目的は学則第 1 条に定めており、建学の精神に基づき確立している。また各学科の教育目的は、本学の教育目的に基づき、学則第 2 条の 2 に定めている。
- (2) 上記の教育目的・目標は、本学園の建学の精神とともに、学内玄関前のパネルに記載して掲示し、在学生・来訪者を問わず学内外に広く発信している。在学生に対しては、入学時に配付する学生便覧『KINJO Campus Guide』に掲載するとともに、半期ごとのガイダンス時に繰り返し確認する機会を設けている。また、学外に向けては、学校案内パンフレット、募集要項、本学公式ウェブサイトなどに記載しており、保護者・地域社会を含む多様なステークホルダーへの情報発信を継続的に行っている。入学式や卒業式の間でも、理事長や学長が式辞において教育理念を語り、対外的な表明の機会として活用している。
- (3) 教育目的・目標の達成状況については、主に授業アンケートを通じて把握している。アンケート結果は本学公式ウェブサイトに公開しており、透明性を確保している。また、前期・後期の終了時には、各学科で FD を開催し、アンケート結果をもとに各学科の教員が振り返りと評価を行っている。これらの取り組みは、各学科が掲げる教育目標との整合性を確認し、教育課程の質向上に資する重要な評価手段となっている。
- (4) また毎年度、各学科において、進路先関係者・高等学校教員・卒業生の三者に評価員を委嘱する外部評価会議を実施し、教育目的に基づく人材養成の成果について意見を求めている。これらの外部評価を受けて、自己点検・評価室が意見を集約・分析し、教育目的に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかを定期的に点検している。

[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

【観点】

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科又は専攻課程の学習成果を学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分 基準 I-B-2 の現状＞

- (1) 建学の精神及び教育目的に基づき、学生が 2 年間の教育課程を通じて獲得すべき学習成果を、卒業認定・学位授与の方針の中で「人間性」、「社会性」、「専門性」の 3 つの観点から定めている。
- (2) 各学科の学習成果は、それぞれの教育目的・目標に基づき、「人間性」、「社会性」、「専門性」についてより具体的な細目を定めている。これらの学習成果は、各学科の教育課程及び授業科目と関連付け、学生が卒業時に身に付けるべき能力として位置付けている。
- (3) 学習成果は、本学公式ウェブサイトや学生便覧『KINJO Campus Guide』等を通じて学内外に表明している。
- (4) 毎年度、各学科では、内部質保証の方針に基づき、前出の外部評価会議（p.19）で聴取した意見や各種アンケートの結果を踏まえ、それぞれの学習成果の妥当性を点検している。また、自己点検・評価室では、全学的な観点から点検を行い、学校教育法 108 条に規定される短期大学の目的に照らし、適切な内容となっているかを確認している。

〔区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

【観点】

- (1) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに、組織的議論を重ね、三つの方針を関連付けて一体的に策定し、学内外に表明している。
- (2) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し、卒業要件、資格取得の要件を明確に示している。
 - ②卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
 - ③卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。
- (3) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。
 - ①教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
 - ②教育課程編成・実施の方針を定期的に点検している。
- (4) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。
 - ①入学者受入れの方針は、学習成果に対応している。
 - ②入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
 - ③入学者受入れの方針を、高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分 基準 I-B-3 の現状＞

- (1) 三つの方針は、自己点検・評価室、教務部、入試広報部が素案を作成し、部長・学科長会議（以下「部科長会議」という。）及び教授会での審議を経て策定している。これらは学生便覧『KINJO Campus Guide』に掲載するとともに、本学公式ウェブサイト

において学外にも表明している。

- (2) 本学及び各学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、人間性、社会性、専門性を共通枠として各学科の学習成果に対応している。卒業の要件は学則第 18 条に規定し、各学科の卒業要件は、学則別表 1 及び学生便覧『KINJO Campus Guide』に詳細を明記している。また、資格取得の要件は、学則第 19 条に示している。平成 28 年文部科学省令第 16 号（平成 29 年 4 月施行）により三つの方針の策定・公表が義務化され、中央教育審議会大学分科会大学教育部会からはその運用に関するガイドラインが示されている。本学の卒業認定・学位授与の方針は、これらを踏まえ内部質保証の方針に基づいて自己点検・評価を行っており、社会的・国際的通用性を備えている。毎年度、各学科で実施している外部評価会議（p.19）において、三つの方針の内容についても意見を聴取し、点検を行っている。
- (3) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、学生便覧『KINJO Campus Guide』に掲載するカリキュラムツリーに示すとおり、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (4) 本学及び各学科の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、求める学生像として、基礎的な学力（能力）、専門分野への学修意欲（意欲）、教育の特色の理解（適性）の 3 項目を示している。これらは本学の学習成果を獲得するための基礎となる資質であり、それぞれ学習成果に掲げる専門性・社会性・人間性に対応している。また各入学者選抜において、入学前の学習成果の把握・評価を行うための基準を明確に示している。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の課題>

特になし。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項>

毎年度、各学科で実施している外部評価会議（p.19）は、進路先関係者・高等学校教員・卒業生の三者を評価員として招請し、教育目的に基づく人材養成の成果、学習成果や三つの方針の妥当性等について意見を聴取する機会としており、社会的要請を踏まえた点検手法として実効性が高い。

[テーマ 基準 I-C 社会貢献]

[区分 基準 I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

【観点】

- (1) 社会への貢献についての取組みに関する方向性を示している。
- (2) 地域・社会への貢献に取り組んでいる。
 - ①地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
 - ②地方自治体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
 - ③教職員及び学生はボランティア活動等を行っている。
- (3) 地域・社会への貢献についての取組みを定期的に点検している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

- (1) 本学は、地域の知の拠点としての機能を強化し、社会情勢や地域ニーズの変化に即応して持続的かつ効果的な地域連携を推進することを目的に、平成 20（2008）年度に「地域連携・貢献センター」を設置した。令和 5（2023）年度からは、併設する金城大学と合同で「地域包括連携センター」を組織して大短協力体制を整え、産官民学の連携を強化するとともに、本学が有する教育資源を広く地域へ開放することにより、地域・社会への貢献を推進している。
- (2) 金城大学と合同で全 8 回の公開講座を実施し、生涯学習及びリカレント教育の推進を図っている。幼児教育学科では、職業実践力育成プログラム（BP）として「保護者支援力養成コース」を開講し、社会人向けの学びの場を提供している。また、KINJO おやこひろば「たんぱりん」では、本学の教育資源を活用し、近隣地域の子育て世代に家族の居場所を提供している。

地域貢献は教育活動としても実践しており、地元の行政機関である白山市をはじめ、地域の多くの団体から連携依頼を受け、各学科の特性を生かした活動に取り組んでいる。具体的には、白山市と連携した「白山市大学パートナーシップ事業」、白山商工会議所と連携した「サマーフェスティバル HAKUSAN」、トレインパーク白山でのイベント協力など、各学科の特性を生かした活動に取り組んでいる。美術学科では、白山ロータリークラブと連携した白山手取川ジオパークの魅力を発信する地域美術演習の取り組み、病院を展示場所にしたホスピタルアート展、北陸の美術教育現場の発展を目的とした公募展の開催等を行なっている。

ボランティア活動としては、幼児教育学科の出張講座、美術学科のワークショップ、ビジネス実務学科のゼミナール活動、学生組織「Shinny Leaders」による地域活動など、教職員及び学生が多様な活動を行っている。地域・社会の地方公共団体や企業等との主な協定は（表 1-1）のとおりである。
- (3) 地域包括連携センターでは、毎年度、事業計画及び活動報告を作成し、地域・社会への貢献に関する取組の活動状況を確認している。また、年度ごとの実施状況や成果を踏まえて取組内容を点検し、次年度の事業計画や活動の改善につなげている。

表 1-1 本学がこれまで締結した主な協定一覧

種別	締結先	締結日	協定書などの名称
地方公共団体	白山市	平成 23（2011）年 3 月	白山市と学校法人金城学園並びに金城大学及び金城大学短期大学部との連携に関する協定書
	野々市市	平成 27（2015）年 12 月	学校法人金城学園並びに金城大学及び金城大学短期大学部と野々市市との包括連携に関する協定書
企業等	金沢信用金庫	平成 23（2011）年 1 月	金沢信用金庫と金城学園との包括的な連携・協力に関する協定書
	株式会社北陸銀行	平成 23（2011）年 1 月	学校法人金城学園と株式会社北陸銀行との包括的な連携・協力に関する協定書
	白山市経済団体連絡協議会 白山商工会議所 美川商工会 鶴来商工会 白山商工会	平成 23（2011）年 9 月	学校法人金城学園、金城大学、金城大学短期大学部と白山市経済団体連絡協議会との産学連携包括協定書（産学連携包括協定書）
	白山ロータリークラブ	令和元（2019）年 7 月	「千代女と白山市をキーワードに新しい地域文化を創造する」をテーマとした協定書
	第一生命保険株式会社	令和 2（2020）年 10 月	学校法人金城学園金城大学及び金城大学短期大学部と第一生命保険株式会社との包括連携協定
企業等	イオンモール株式会社	令和 3（2021）年 4 月	金城大学及び金城大学短期大学部とイオンモール株式会社との産学連携協力に関する連携覚書

＜テーマ 基準 I -C 社会貢献の課題＞

各学科や学生組織がそれぞれの専門性を生かし、多様な社会貢献活動を展開する一方で、個々の取組みが単発的に行われることが多く、大学全体として活動内容や成果を包括的に把握、共有する仕組みをさらに充実させる余地がある。また、それぞれの取組を個別の活動として終わらせるのではなく、「本学が地域に対してどのような役割を果たしているのか」という観点から体系的に位置付け、教職員間で共通理解を形成することが重要である。

＜テーマ 基準 I -C 社会貢献の特記事項＞

令和 5（2023）年度から金城大学と合同で地域包括連携センターを組織し、地域活動、SDGs、白山手取川ジオパーク、トレインパーク白山等の部会を設け、それぞれの分野に応じた地域連携活動を展開している点が特色である。

各部会や学科が、それぞれの専門性や教育内容を生かして地域と連携しており、幼児教育学科では子育て支援や保育・教育関係者への学習機会の提供、美術学科では地域資源を活用した美術活動や作品発表、ビジネス実務学科では企業・地域と連携した実践的な活動を行っている。

[テーマ 基準 I-D 内部質保証]

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

【観点】

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価及び認証評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-D-1 の現状>

- (1) 自己点検・評価活動は、「金城大学短期大学部点検・評価に関する規程」に基づき実施している。推進部署として自己点検・評価室を設置し、「金城大学短期大学部自己点検・評価室規程」に基づき活動を進めている。自己点検・評価室は、各学科・部署・委員会等と連携し、自己点検・評価の実施及び結果の取りまとめを行うとともに、全学的な内部質保証体制の整備と改善の推進を担っている。
- (2) (4) (5) 日常的な自己点検・評価活動を全教職員が関与する仕組みとして、各教学組織（令和 7 年度は 3 学科、3 部局、13 センター、8 委員会の計 27 部署）は、毎年度、年度初めに事業計画、年度末に事業報告を作成している。事業計画では前年度からの重点課題を明記し、事業報告では年度当初に設定した重点課題の達成状況や今後の課題を明記している。これらはすべてを取りまとめ、全学的な事業計画書及び事業報告書として学内で共有し、次年度の改善につなげている。
さらに、各学科では半期ごとに学科 FD を実施し、学習成果の到達度や成績評価の妥当性を検証するとともに、外部評価会議（p.19）において、進路先関係者・高等学校教員・卒業生から意見を聴取し、自己点検・評価活動に活用している。
- (3) 令和 2（2020）年度の認証評価（第三者評価）受審以降も、自己点検・評価室を中心として自己点検・評価活動を継続して実施してきた。令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度については、その結果を事業計画及び事業報告と関連付けて整理していたことから、自己点検・評価報告書については簡易版として取りまとめた。令和 6（2024）年度からは、次回の認証評価を見据え、認証評価の様式に基づいて点検項目や根拠資料等を体系的に整理した自己点検・評価報告書を作成し、公表している。以上のように、認証評価受審後も自己点検・評価活動を継続するとともに、その取りまとめ方法についても見直しを行い、より体系的な自己点検・評価及び公表の体制を整備している。
- (6) 自己点検・評価及び認証評価の結果は、各教学組織が年度初めに策定する事業計画の基礎資料として活用している。改善が必要な事項については、自己点検・評価室が関係部署へフィードバックを行い、事業計画への反映状況を確認することで、継続的な改善につなげている。また、各学科では半期ごとの学科 FD において学習成果の到達

- (2) (3) 査定の手法は自己点検・評価室が定期的に点検を行っている。令和 6 (2024) 年度は、短期大学全体レベルとして、従来の学生生活満足度調査を全面的に見直し、満足度だけでなく学習状況や学習成果の獲得状況を把握できるよう項目を拡充し、「卒業時調査 2024」として実施した。また、学位プログラムレベル及び授業科目レベルでは、各学科で年 2 回 FD を実施し、学習成果の獲得状況を確認するとともに、GPA 成績分布の分析や成績評価基準の可視化に関する意見交換を行っている。さらに、授業アンケート等の結果を指標としてアセスメントを実施し、その結果を教育改善に活用している。加えて、年度末には各学科で非常勤講師を交えた研修会を開催し、授業運営の振り返りや指導上の課題、学校への要望等を共有することで、次年度の教育改善につなげている。
- (4) 内部質保証に関わる法令改正についても適宜確認し、学内で共有し、全学での遵守を徹底している。令和 4 (2022) 年度の短期大学設置基準等の一部改正では、認証評価や教育研究活動の不断の見直しの重要性、教育研究実施組織による教職協働の重要性等を確認した。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題>

< I-D-1 >

自己点検・評価報告書については、これまで各部署の事業計画及び事業報告をもとに「自己点検・評価報告書（簡易版）」を作成し、学内共有にとどめてきた。また、記載内容の根拠資料（エビデンス）の収集・整理についても十分とはいえない面があった。令和 6 (2024) 年度においては、自己点検・評価報告書の内容を体系的に整理し、公表を意識した形で作成する体制を整備したが、引き続き、エビデンスの整理方法や業務分担の明確化など、持続可能な運用体制の構築が課題である。

< I-D-2 >

令和 5 (2023) 年度に内部質保証の方針を定め、令和 6 (2024) 年度に改定しているが、査定手法にはさらに改善の余地がある。限られた教育資源の効率的な活用を考慮して、査定項目をより精査する必要がある。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の特記事項>

本学では、自己点検・評価活動を全学的な取組とし、令和 2 (2020) 年度の認証評価以降、各部署の事業計画・事業報告を通じて PDCA サイクルを日常的に機能させている。学内教学組織が重点課題を明確化し、取組結果をもとに翌年度の課題を設定する仕組みは定着しつつあり、記録・保管する体制も整備した。

さらに、令和 6 (2024) 年度には、自己点検・評価の結果を踏まえた全学的な改善策として「短大改革プロジェクト WG」を学長主導で立ち上げ、全教員が参画して改革案を検討した。志願者の減少や非常勤講師の増加という課題に向き合いながら、教職員が一体となって自己点検の意義を再確認し、改善意識を高める契機となった点は本学の大きな成果である。

本学では、内部質保証の方針において、正課教育だけでなく、正課外教育のアセスメントプランも定めている。その際、教学マネジメントの基盤として、学習成果及び三つの方針に加え、本学独自の「人格涵養の方針」（カルティベーション・ポリシー）及び「正課外教育

企画・実施の方針」(エクストラアクティビティ・ポリシー)を定め、より広範な視点をもって教育の内部質保証に努めている。令和7(2025)年度は、卒業式後に卒業生を対象とした「卒業式満足度アンケート」を実施し、卒業式の質向上を試みた。

＜基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の自己点検・評価報告書においては、自己点検・評価活動の学内認知度の向上や、地域連携体制の整備などを今後の改善課題として掲げた。本学ではこれを受け、自己点検・評価活動の意義を学内で共有し、実施案及び報告書の作成を通じて記録の積み重ねを重視する体制を整備した。年間を通して定期的に点検・評価を行う仕組みが定着しつつあり、全学的な改善サイクルが日常的に機能することで、自己点検・評価の実効性が着実に高まっている。

教育の質保証に関しては、内部質保証の方針に則り、年間の活動として各種アンケート、聞き取り調査、会議での意見交換などを通じて、教育改善に関するデータ収集を体系化した。これらの成果や改善事例を教授会・委員会等で積極的に共有することで、教職員間の理解促進と活用の広がりを図っている。また、自己点検・評価報告書(簡易版)の作成・保管を毎年度継続し、事業報告との連動を図るなど、内部質保証活動を全学的に循環させる基盤を整えている。

地域連携活動の窓口については、以前は部署ごとに分散しており情報共有や意思決定の流れに課題があったが、改善計画に基づき、併設する金城大学との共同組織として「地域包括連携センター」を設置した。これにより、連携窓口の一本化を進め、各部署が年度ごとに作成する事業計画・事業報告を基礎資料として整理・集約する体制を確立しつつある。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

＜Ⅰ-C-1＞

地域・社会との連携については、地域包括連携センターを核として、各種活動の内容を記録・整理し、学内で共有する仕組みを整えることで、地域連携活動の全体像を可視化し、より計画的かつ効果的な取組へとつなげていく。

＜Ⅰ-D-1＞

令和6(2024)年度からは新たな体制のもとで自己点検・評価報告書の作成に取り組んでおり、効率的な業務分担や根拠資料(エビデンス)の収集・整理方法について検討を進め、より安定的かつ持続可能な運営体制を整備する。

＜Ⅰ-D-2＞

内部質保証の方針における点検・評価の手法を整理し、全教職員への共有を図ることで、自己点検・評価活動の意義について共通理解を深める。年間を通じて無理なく継続的に自己点検・評価活動を実施し、その結果を教育及び大学運営の改善につなげることができる体制を引き続き整備していく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

〔区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。〕

【観点】

- (1) 単位授与の要件を定めている。
- (2) 単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件を周知している。
 - ①単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限設定等を行っている。
- (3) 単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることを点検している。
- (4) 進級判定がある場合は周知している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

- (1) 単位授与の要件は学則第 12 条に、卒業認定の要件は学則第 18 条に、学位授与の要件は学則第 20 条にそれぞれ定めている。
- (2) これらの要件は、新入生ガイダンス等の機会を通じて学生に周知している。
 - ①1 年間に履修できる単位数の上限は、学則第 11 条の 2 に規定し、具体的には前期・後期合わせて 48 単位以内と定めている。ただし、成績優秀者に対しては特例を設け、「①通算 GPA が 2.5 以上の学生は次年度において上限を 2 単位加増できること。②美術学科及びビジネス実務学科において、1 年次前期の GPA が 3.0 以上の学生は、後期において一部の基礎教育科目の履修学年制約が解除されること。」を定めている。これらの制度については、学生便覧『KINJO Campus Guide』に網羅的に掲載し、各学期初めのガイダンスにおいて繰り返し説明し、適切な履修計画を立てられるよう支援を行っている。
- (3) また、単位授与、卒業認定及び学位授与については、教授会において審議し、適正に運用している。教授会では、毎学期末に単位不認定者を提示するとともに、単位取得状況や GPA 値に課題のある学生を確認している。課題のある学生については、クラス担任が個別面談や学習意欲を高める指導を行い、早期に改善できるよう支援している。特に GPA が 1.0 を下回り、取得単位数が基準値未満の学生については、家族への連絡を行い、学校と家族が連携して学修改善を促す体制を整えている。
- (4) 本学では進級判定は設けていない。

〔区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。〕

【観点】

- (1) 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ①学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ②専門職学科においては、当該学科の専攻に係る職業の状況等を踏まえて授業科目の開発及び編成を行っている。

③シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、予習・復習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

④学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

⑤授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

~~⑥通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。~~

(2) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

~~(3) 専門職学科の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しにおいて、教育課程連携協議会の体制・役割が明確である。~~

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

(1) ①本学の各学科の教育課程は、カリキュラムツリーに示すとおり、卒業認定・学位授与の方針に対応して体系的に編成している。短期大学設置基準第5条及び第6条に則り、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する「専門教育科目」、並びに幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する「基礎教育科目」を適切に配置し、必修・選択の区分を設け、計画的に年次配当を行っている。各科目と学習成果との対応関係は、「学修評価シート」により明示している。

③すべての授業科目についてシラバスを整備し、学習成果（達成目標・到達目標）、授業内容、予習・復習（事前・事後学修）の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等の必要事項を明示している。シラバスは本学公式ウェブサイト上に掲載しており、学生はPCやスマートフォンからいつでも閲覧できる。ガイダンス時にはシラバスの見方を説明し、履修計画を立てる際に主体的に学びへ向かうよう指導している。

④授業改善に向けては、IR室主導で毎学期末に授業アンケートを実施し、定期試験終了後に集計・分析の上、担当教員へフィードバックしている。専任教員はその結果を踏まえて毎年度ティーチング・ポートフォリオを作成し、学長はそのすべてを確認した上で、授業運営における課題や特色のある取組について、FD研修を通じて内容を共有し、改善を促している。また、各学科において公開授業を実施し、相互に授業への意見交換を行うことで、改善に向けた活動を進めている。

⑤授業内容については、分野別の専任教員による打合せを日常的に行うとともに、学期後の休暇期間中を利用して、非常勤講師を交えた分野別の担当者会議を適宜実施し、意思疎通と協力・調整を図っている。

(2) 教育課程の見直しは、学生との意見交換会や外部評価会議（p.19）において聴取した意見や各種IR情報を参考に、各学科で改定案を検討し、教務部が取りまとめて部科長会議及び教授会で審議し、毎年度、見直しを行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

【観点】

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3 の現状＞

- (1) 本学の教養教育は、「基礎教育科目」として実施しており、学則第 18 条において 12 単位以上の修得を卒業要件の一つとして定めている。実施体制としては、科目を総合、人文、社会科学、自然科学、情報、保健体育、外国語の 7 分野に区分し、各学科で履修年次の配当を定めて開講している。
- (2) 教養教育（基礎教育科目）と専門教育（専門教育科目）との関連については、各学科のカリキュラムツリーに明示し、また、授業科目間の体系性や履修順序を明確にするため、科目ナンバリングを導入している。
- (3) 教養教育の効果については、毎学期末に実施する授業アンケートの結果や基礎教育科目の各分野の履修者数等を基に測定・評価を行い、教務部を中心として改善を検討し、教養教育の充実に取り組んでいる。令和 6（2024）年度には「データサイエンス」を全学科で必修化し、令和 7（2025）年度には文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」の認定を受けた。

【区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。】

【観点】

- (1) 学科又は専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

- (1) 専門教育（専門教育科目）と教養教育（基礎教育科目）を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制について、各学科で以下のように取り組んでいる。

【幼児教育学科】

幼児教育学科では、2 年間で幼稚園教諭二種免許と保育士資格のダブル取得を目指し、専門教育科目のすべてが職業教育に直結している。「教育実習」「保育実習Ⅰ・Ⅱ」では 50 日間の実習を設け、事前に現場職員による講話や体験学習を行い、実習後には学生による実習報告会を開催している。また、実習先担当者と本学教員による懇談会を実施し、改善に活かしている。

これらの事前・事後学習は「教育実習指導」「保育実習指導 A・B・C」において体系的に行っている。さらに、本学独自の特別強化プログラム「KINJO 特化（こどものあそび探究⁺）」を設け、学生は健康・環境、人間関係、言葉・造形、身体・音楽の 4 分野から一つを選択し、年間 60 コマにわたって学びを深め、専門性を高めている。

また、学外施設での実践も重ね、成果発表会では現場職員から評価を受けるなど、

免許・資格の取得にとどまらない実践的な職業教育を受けている。

【美術学科】

美術学科では、「コンピュータ表現演習Ⅰ・Ⅱ」を通じて基礎的な情報スキルを修得し、専攻にかかわらず商業デザインにも対応できる内容の教育を行っている。また、各コースの演習課題を「ポートフォリオ演習」で体系化し、就職活動にも活用できるポートフォリオ（作品集）の制作指導を実施している。「キャリアセミナーⅠ・Ⅱ」では、就活メイク講座、卒業生講話、模擬面接会など、就職活動を見据えた内容を取り入れている。この授業では、美術の専門職に限らず、美術の学びを生かした働き方や、作家活動と両立したダブルワークを行う卒業生の講話等を通して、キャリア形成を考え、実際に行動へとつなげる力を養う内容を、1年後期から2年前期にかけて実施している。

さらに、「美術とビジネス演習科目」群として、ビジネス実務学科で開講されている「表計算演習Ⅰ・Ⅱ（オフィス演習Ⅰ・Ⅱ）」「サービス実務」「ビジネスコミュニケーション」「美文字演習」「ビューティ演習」「食と生活」などの科目も履修可能とし、専門的造形力に加えて、職業や生活に直結する幅広い能力の育成を図っている。

【ビジネス実務学科】

ビジネス実務学科では、将来の進路に応じて選択できる4コースを設置するとともに、全体を7フィールド・21ユニットで構成し、学生が自ら学習計画を設計できる「カフェテリア履修制度」を整えている。また、1年次前期「キャリア概論」、1年次後期「キャリアデザイン演習Ⅰ」、2年次前期「キャリアデザイン演習Ⅱ」（すべて必修）を通じて、自己理解・職業理解・企業理解を深め、社会人基礎力を体系的に修得できる職業教育を実施している。

- (2) 職業教育の効果を測定・評価する取組として、2年生を対象として卒業直前に実施する卒業時調査では、授業を通じたキャリア支援に関する満足度を尋ねている。令和8（2026）年3月卒業生に対する調査の結果は、「とても満足している」と「まあ満足している」を合わせた肯定的回答について、「授業などを通して就職支援が受けられた」92.3%、「求人情報が適切に提供された」88.3%、「進路について親身になってくれる教職員がいた」93.2%となり、全体として高い満足度が確認された。改善の取組については、上記アンケートの結果に加え、外部評価会議（p.19）において聴取した意見や、各授業で提出される学生レポート等を参考に、授業の実施時期の調整や、様々な分野で活躍する卒業生講話の実施など、改善を重ねている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

<Ⅱ-A-2>

授業改善に向けて、授業アンケートや公開授業等を実施し、評価結果を各教員にフィードバックしているものの、その後の改善への取組は教員個人に委ねられており、実効性を十分に確認できていない。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

教育課程の見直しは、学生との意見交換会や外部評価会議（p.19）において聴取した意見

を参考に、各学科がカリキュラムツリーに基づいて改定案を検討し、教務部が取りまとめた上で、部科長会議及び教授会で審議する毎年度のサイクルとして定着している。

また、現代の職業人に求められる基礎力の育成を目的に、令和 6（2024）年度から基礎教育科目として「データサイエンス」を新たに必修化し、汎用的な情報活用能力や論理的思考力の向上を図っている。

〔テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果〕

〔区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。〕

【観点】

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

＜区分 基準Ⅱ-B-1 の現状＞

- (1) 本学及び各学科の学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に基づき「人間性」「社会性」「専門性」の3つに分類し、それぞれに求める行動や知識・技能を具体的に明示している。これらの学習成果は、「学修評価シート」を通じて学生に周知するとともに、各学期の履修指導においても確認することで理解を促している。また、各授業科目のシラバスにおける「達成目標・到達目標」には、内容をより具体化して明示し、評価方法とあわせて明示している。これらの情報は学内向けウェブサービス「KINJO ポータル」上で常時閲覧可能であり、学生が学習成果と授業科目との関連を確認しながら学修を進められるようにしている。
- (2) 学習成果は、2年間の学修を通じて獲得できるよう教育課程を編成しており、各学科ではそのプロセスを可視化するため、2年間の学びのロードマップとしてカリキュラムツリーを作成している。これにより、学生は履修の流れと学習成果との関連性を一目で確認でき、学修の全体像を把握しながら計画的に学習を進めることができる。各学科の卒業率は、毎年度概ね90%を超えており、学習成果は所定の期間内において概ね獲得可能であることが確認できる。
- (3) 各学科において学習成果として定める「人間性」「社会性」「専門性」の細目は、各授業科目と関連づけて「学修評価シート」に示している。学修評価シートには、2年間で履修予定の全科目を列記し、それぞれ関連性の高い学習成果に「◎」、やや関連性の高い学習成果に「○」を付し、一定の基準に基づき数値化している。学生は、この「学修評価シート」を用いて単位取得科目を確認することで、各学習成果の獲得状況を把握できる仕組みとなっている。

〔区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。〕

【観点】

- (1) 各授業科目の学習成果は、学科又は専攻課程の学習成果に対応している。
- (2) 教員は、成績評価基準等により学習成果の獲得状況を適切に評価している。
- (3) 教員の成績評価の状況について把握し、点検している。

＜区分 基準Ⅱ-B-2 の現状＞

- (1) 各授業科目の学習成果は、「学修評価シート」において各学科の学習成果と対応づけ、体系的に整理している。
- (2) 成績評価については、学生便覧『KINJO Campus Guide』に評価基準を掲載している。

また、各授業科目のシラバスには成績評価の方法を明示するとともに、教員には授業冒頭において評価方法を履修者へ説明するよう周知している。これらの取組により、学生に対して成績評価の基準や方法を明確に示し、学習成果の獲得状況を透明性のある形で適切に評価する体制を整備している。

- (3) 教員による成績評価の状況については、前期・後期末の学科 FD 等において共有し、成績分布の把握・点検を行っている。幼児教育学科では半期に一度、美術学科及びビジネス実務学科では年度末に一度、専任教員及び非常勤講師を含めた合同会議を開催し、各授業科目の成績分布状況を共有している。分布に著しい偏りが見られる場合には、評価基準や授業設計の見直しを図り、評価の一貫性と公正性の確保に努めている。さらに、授業アンケートや学生との面談等を通じて学修状況の把握を行い、その結果を授業改善や評価方法の見直しに反映している。以上の取組により、学習成果の獲得状況を組織的かつ適切に評価するとともに、継続的な教育改善につなげている。

〔区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。〕

【観点】

- (1) GPA分布、単位修得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分析などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価などを活用している。
- (3) インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在職率、卒業率、就職率などを活用している。
- (4) 卒業生への調査、卒業生の進路先を対象とする調査などを活用している。
- (5) 測定した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

- (1) (3) 令和 5 (2023) 年度に定めた内部質保証の方針において、在学生データとして GPA 分布、卒業生データとしては、卒業生の進学率、就職率、学位授与率（卒業率）、資格・免許などの取得者数（取得率）、検定の合格者数（合格率）、受賞実績等の情報を活用して学習成果の獲得状況を数値化・可視化し、教育課程の質向上を図る仕組みをもっている。
- (2) 学生に対する調査として、在学中には「学修評価シート」を用いて学生による自己評価を活用している。学生は、各学期の履修登録時に、それぞれの学習成果の獲得状況について自己評価（4 段階評価）を入力する。その後、直近の半期の単位取得科目の成績を入力し、客観的な評価を得る。両者を比較することにより、学生は自身の学習成果の獲得状況を振り返り、次の学期に向けた目標設定へとつなげている。
- (4) (5) 学生が卒業する際に「卒業時アンケート」を実施しており、それぞれの学習成果の獲得状況について、最終的な自己評価を調査測定し、点検に活用している。卒業生の進路先を対象とする調査については、キャリア支援センターが中心となり、卒業生の進路先へのお礼訪問を毎年度実施し、その際に卒業生の評価を聴取している。聴取項目は「主な担当業務」「特に評価できる点」「不十分な点」「教育面での要望」などと

し、訪問後に取りまとめて各学科にフィードバックしている。求人を訪れる人事担当者や外部評価会議（p.19）に出席する進路先関係者からも意見を聴取し、複数の視点から卒業生の状況を把握できる体制を整えている。そのほか、卒業生の進路先に対して、「就職先による卒業生評価及び学習成果などに関する調査」を実施している。令和7（2025）年度は90件（64.7％）の回答を得て結果を集計分析し、教授会報告を行い、各学科の教育課程や学習成果の点検に活用している。さらに、卒業約4か月後の卒業生に対して「卒業生アンケート」を実施し、結果を学習成果の点検に活用している。

〔区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。〕

【観点】

- (1) 学習成果の獲得状況について、可視化した根拠がある。
- (2) 学生に獲得した学習成果を自覚できるように、根拠を基に説明している。
- (3) 学習成果の獲得状況について、根拠を基に公表することに努めている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

- (1) 卒業時における学習成果の獲得状況を可視化し、定量的に確認できるよう、「KINJO 学修カルテ」を作成し、各学生に配付している。ここでは、「学修評価シート」から導き出された学習成果（人間性・社会性・専門性）の観点について、学生自身による自己評価と GPA に基づく客観評価の双方を記載し、それらを対比させることで、学生自身が学修状況を確認し、今後の学修に繋げる仕組みとしている。
- (2) 学生が獲得した学習成果を自覚するための仕組みとして、「学修評価シート」において、それぞれの学習成果の獲得状況の自己評価（4段階評価）だけでなく、全体を通じた「自己評価に対するコメント」の記入欄を設けている。記入された学修評価シートを根拠として、クラス担任が学生と面談を行い、学習成果の獲得状況を説明し、次学期に向けての学修アドバイスを実施する体制としている。
- (3) 学習成果の獲得状況について、授業アンケート、学生満足度調査、卒業生調査の結果を本学公式ウェブサイトにおいて公表している。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題>

<Ⅱ-B-1、Ⅱ-B-4>

「学修評価シート」は、単位取得科目を通して学習成果の獲得状況を把握する仕組みとして運用しているが、評価の算出方法については、なお検討の余地がある。特に美術学科においては、作品制作や表現活動の特性上、単位取得科目との対応関係だけでは学習成果の獲得状況を十分に測定しにくい面があり、より実態に即した評価方法を検討する必要がある。

また、「学修評価シート」については、学生による入力や振り返り、教員による面談・指導への活用を含め、運用面に改善の余地がある。

<Ⅱ-B-3>

卒業約4か月後の卒業生に対して「卒業生アンケート」を継続的に実施し、学習成果や教育課程の見直しに活用しているが、回収率が十分ではなく、全体的な傾向を把握する上で課題が残る。今後は、回答しやすい実施方法や依頼方法を工夫し、回収率の向上を図る必要が

ある。

<Ⅱ・B・4>

学習成果の獲得状況については、本学公式ウェブサイトにおいて公表しているものの、掲載内容が全体として分かりやすい構成になっているとは言い難く、学内外の関係者にとって理解しやすい形で示すための工夫が必要である。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学修成果の特記事項>

学習成果の可視化を目的として導入している「学修評価シート」は、授業成績や面談記録等を基に、学生の学習成果の獲得状況を把握し、振り返りにつなげる仕組みとして活用している。改善すべき点は残されているものの、学生自身の自己点検と教員による学修支援の双方に資する取組として一定の成果を上げており、本学における学習成果の把握と可視化を支える重要な取組の一つとなっている。

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

【観点】

- (1) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (2) 高大接続の観点により、多様な選抜方法を設け、それぞれの選考基準を明確に示している。
- ~~(3) 専門職学科における入学者選抜は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮している。~~
- (4) 入学者選抜の実施に関する学内規程を整備し、規程に基づき実施している。
- (5) 入学者選抜の実施における学長を中心とした責任体制は明確である。
- (6) アドミッション・オフィス等を整備している。

<区分 基準Ⅱ-C-1 の現状>

- (1) (2) 入学者選抜の方法は、総合型選抜（マッチング型・活動実績評価型・自己アピール型）、学校推薦型選抜（一般／併設校、専門学科・総合学科、奨学生）、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜の 9 種類を設け、それぞれ入学者受入れの方針に示す「求める学生像」を確認するための選考基準を設定している。選考基準は、高大接続の観点を踏まえ、調査書のみならず高校時代の活動や学習成果等を多面的かつ総合的に評価する内容を、それぞれの入学者選抜の特色に合わせて設定し、明示している。令和 8（2026）年度入学者募集からは総合型選抜（活動実績評価型）を新たに導入し、高等学校が重点的に取り組んでいる探究活動を評価対象とする入試方法を採用した。これにより、多様な学修経験や主体的な学びを適切に評価し、入学後の学修意欲や成長につなげることを目指している。
- (4) 入学者選抜の実施にあたっては、「金城大学短期大学部入学者選抜規程」及び「金城大学短期大学部入学者選抜可否判定委員会規程」等の規程に基づき、募集要項の作成、試験運営、判定会運営、可否通知等を適切に実施している。
- (5) 「入学者選抜規程」に基づき、学長は入学者選抜統括本部の本部長となり、また当本部の下に設置する 5 部会（入学者選抜企画検討部会、評価・判定方法検討部会、学力検査問題検討部会、入学者選抜試験問題作成部会、障がい者受入検討部会）の構成メンバーを任命し、明確な責任体系を定めている。
- (6) 本学では、アドミッション・オフィスに相当する組織として入試広報部を整備している。入試広報部は、併設する金城大学との合同事務組織と、短期大学部教員による教学校務組織で構成され、学生募集業務と入試運営業務を担っている。学生募集業務には、オープンキャンパス、高校訪問、出張授業、進路ガイダンス対応、本学施設見学、広報物・募集要項の作成、データ分析等が含まれる。また、各種進学ガイダンスや模擬授業等についても、入試広報部の教員を中心に 3 学科が連携して対応している。入試運営業務としては、試験運営、判定会運営、可否通知等を行っている。これらの業務は、月 1 回の入試広報部会において詳細を協議し、教職協働の下で運営している。

〔区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。〕

【観点】

- (1) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (2) 選抜区分ごとの募集人員を明確に示している。
- (3) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (4) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

＜区分 基準Ⅱ-C-2 の現状＞

- (1) 募集要項には「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）についてはこちらからご覧ください」と記載し、QRコードを読み込んで確認することができる。また、オンライン上に掲載する募集要項には、記載しているアドレスにリンクを張っており、直接確認することができる。
- (2) (3) 募集要項には、選抜区分ごとの募集人員や、授業料その他入学に必要な経費を明示している。これらの内容は本学公式ウェブサイトでも公表し、受験生への周知を図っている。
- (4) 受験の問い合わせ等のうち、電話や電子メール等により直接本学に届くものに対しては、事務組織の入試広報部が随時対応している。また、年間を通じて実施しているオープンキャンパスにおいても、問い合わせに応じる時間を設け、学科ごとに求める学生像について説明するとともに、個別の質問にも対応している。

＜テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題＞

＜Ⅱ-C-1＞

近年、受験生が多様化し、現在の入学者受け入れの方針では対応が困難な状況が生まれつつある。多様な受験生を多様に評価して受け入れるに当たり、評価方法や評価基準を柔軟に見直す必要がある。

＜テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項＞

令和8（2026）年度入学者募集から、総合型選抜に「活動実績評価型」を新設し、高等学校における探究活動や主体的な学習経験を評価対象とする選抜方法を導入した。これにより、調査書や学力試験だけでは十分に把握しにくい受験生の活動実績、学修意欲及び成長可能性を多面的に評価し、高等学校での学びと入学後の学修との接続を図っている。

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

【観点】

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学生に対して履修及び卒業に至る指導・支援を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 基礎学力が不足する学生や進度の遅い学生に対し補習授業等を行っている。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- ~~(9) 通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合は、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。~~
- (10) 図書館等に専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を配置し、学生の学習向上のために支援を行っている。
- (11) 学生の海外への派遣（長期・短期）を行っている。
- (12) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-D-1 の現状>

- (1) 入学手続き者に対して、「入学前セミナー」を実施して各学科の特色を紹介し、入学後の学習準備を促すための課題を課している。この取組は、各学科で2回実施し、早期から学習意欲を高め、学生間の交流形成を支援することを目的としている。
- (2) 入学者に対しては、入学式翌日に全体ガイダンスを実施し、教育課程や履修方法、学生生活の注意事項等の説明を行っている。そのほか幼児教育学科は1日、ビジネス実務学科では1泊2日の新入生合宿研修を実施しており、マナー指導やレクリエーション研修等を行っている。これらの研修は、教員だけでなく上級生の学生リーダーも運営にあたっており、入学者にとっては、学生生活を始めるに当たっての不安を解消し、1年後の将来像をイメージする機会にもなっている。
- (3) 新入生以外は、各学期の開始時にガイダンスを実施し、学習の動機付けに焦点を当て、カリキュラムツリーを基に2年間の教育課程を示しながら履修登録等の説明を行っている。
- (4) 学習成果の獲得を支援する印刷物等として、入学時に学生便覧『KINJO Campus Guide』を全学生に配付し、毎回ガイダンスで活用している。また、シラバスは本学公式ウェブサイト上に公開し、学生がウェブ履修登録時に閲覧しやすいよう配慮している。
- (5) 学生に対する履修から卒業に至る指導については、各学期開始前の教授会において、学生一人ひとりの単位不認定科目や不認定による卒業及び資格取得への影響などの情報を共有し、各学期のガイダンス時に、教員主導で学習支援を行い、留年に

至らないように指導している。また学期期間中、授業の欠席が目立つ学生について、随時、教学支援部から全専任教員宛てに「多欠席学生リスト」として報告し、全学体制で指導・支援を行う体制としている。

- (6) 授業の欠席が続いたり提出物が滞るなど学生に学修上の変化が見られた場合には、クラス担任やコース・ゼミ担当者が随時、状況を確認し、必要に応じて指導・助言を行っている。また、教員は週1コマ以上のオフィスアワーを設定しているが、授業期間中はオフィスアワーに限らず、原則として学生への対応を優先し、相談に応じる体制を整えている。
- (7) 基礎学力が不足する学生に対する取組として、幼児教育学科では、実習教育において、実習経験をもつ2年生と実習前の1年生が、実習の意義や心構えを共有するチュートリアル活動を行っており、基礎学力不足の学生への学習支援としても効果がある。美術学科では、各コースに分かれて少人数教育を行っており、各学生の能力に応じて演習課題を出し、きめ細やかな指導を行っている。ビジネス実務学科では、入学時に実施する国語と数学の基礎学力試験の結果、一定レベルに達しなかった学生に対して特別講座（補習）を行っている。コンピュータ系の演習科目では、学習が遅れがちな学生に対して事務系助手が補助員として支援している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対しては、美術学科の「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」及びビジネス実務学科の「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」「会計実務演習Ⅱ」「一般教養演習」において、習熟度別授業を開講し対応している。
- (10) 図書館には専門職員が常駐し、随時、レファレンスサービス等学生の学習向上のための支援活動を行うほか、新入生のガイダンス時には図書館利用方法の説明を行い、学生の学習向上のための支援を行っている。また、専門職員・教養科目担当者・図書委員が協働し、情報検索やデータベース活用方法に関する講習会を開催するほか、学内データベースの周知や展示企画、学習スペース拡充の検討などを進め、学生の学習支援と図書館利用の促進に取り組んでいる。
- (11) 学生の海外への派遣について、大学コンソーシアム石川による「学都いしかわグローバル人材育成支援制度」等の利用可能な制度はあるが、参加には至っていない。
- (12) 学習支援の方策について、GPA 分布や単位取得率などの量的データと、授業アンケートや卒業時調査等の質的データを組み合わせて分析し、各学科のFD研修等において点検し、改善に反映している。

〔区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。〕

【観点】

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。

- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-D-2 の現状>

- (1) 学生の生活支援のための教学校務組織として学生部を設置している。スタッフは、部長のほか各学科の担当部員で構成している。令和 7 (2025) 年度の所属学科別内訳は、幼児教育学科 3 人、美術学科 2 人、ビジネス実務学科 2 人の計 7 人であった。なお事務組織には、学生の教務及び生活支援のための教学支援部を設置しており、所属する 4 人を学生部専任の事務職員として配置し、教職協働の下で学生の生活支援を行っている。
- (2) 学生が主体的に参画する活動には、クラブ・同好会活動、体育祭、学園祭（金城祭）、季節行事に合わせた学内環境づくり（七夕、ハロウィン、クリスマス等）、その他の学友会活動がある。これらの活動は、学生部及び教学支援部が中心となって支援体制を整えている。クラブ・同好会の多くは併設する金城大学と共同で活動しており、令和 7 (2025) 年度には全国レベルで活躍する女子卓球部や女子バレーボール部などの運動系 9 団体、音楽部、ダンス部、地域間交流研究会、ボランティアサークルなどの文化系 12 団体、合計 21 団体が活動している。各クラブには本学または併設する金城大学の教員・事務職員が顧問として就任し、活動を支援している。クラブ活動については学友会だけでなく後援会からも活動を援助する体制を整えている。学園祭（金城祭）は、大学短大共同の学生スタッフ及び教職員で組織する金城祭実行委員約 60 人が主体となって企画から運営までを行っている。クラスごとに模擬店等を出店してほぼすべての学生が参画し、クラス担任が運営を支援している。出店数は、大学短大合わせて約 40 店舗にのぼり、県内の学園祭の中でも最大規模を誇っている。近隣住民も多く来場し、令和 7 (2025) 年度は二日間でのべ約 1,700 人が訪れ、大いに賑わいを見せた。
その他の学友会活動として、スポーツを通して学生相互の協調性や連帯感を育む体育祭、卒業式後に相互に努力を称え喜びを分かち合う合う卒業パーティ等があり、教職員が支援する体制を整えている。
- (3) 学生のキャンパス・アメニティとして、本学には食堂が 2 か所と売店が 1 か所あり、大学と共同で利用することができる。また、女子学生用にパウダールームを設置している。その他アメニティへの配慮として、キャンパス内に芝生や花壇、フジ棚やバラ園等を設置しキャンパス内の緑化にも注力している。

- (4) 自宅外通学学生への支援として、一人暮らしにおける生活上の諸注意を喚起し、学生同士が交流する機会として、毎年 5 月に生活支援ミーティング「Kinjo Cafe」を実施している。
- (5) 学生が通学する際の利便性を考慮し、キャンパス内には自動車約 1,000 台分の駐車場を整備している。自動車通学を希望する学生に対しては、保証人連名の申請書を提出することを条件に、無料で駐車場の使用を許可している。IR いしかわ鉄道の利用者に対しては、最寄りの加賀笠間駅から本学までのシャトルバスを授業期間中の毎日朝夕運行している。また、金沢駅と本学の間を往復する公共バスが朝 1 便、夕 2 便運行されている。
- (6) 学生への経済的支援を行う本学独自の奨学生制度として、在学中に家計が急変した学生に対し、家計急変奨学生制度を設けている。また、入学者選抜（学校推薦型選抜及び一般選抜・大学入学共通テスト利用選抜）における奨学金制度を設け、成績優秀者へ奨学金を給付している。日本学生支援機構の奨学金制度は本学学生の 46.8%（216/462 人 2025 年 10 月 1 日調査）が利用している。説明会や個別相談を随時行っており、奨学金の仕組み、申請方法、高校の予約採用対象者への手続方法、返還契約書の作成方法、継続申請、返還申請等の説明を行い、手続漏れがないよう支援を行っている。
- (7) 学生の健康管理等の体制としては、4 月に全学生対象の健康診断を実施し、その結果を受け、必要に応じて保健管理センターの職員が健康指導を行っている。その他、クラス担任が日常から学習や学生生活その他の事項について相談に応じる体制を整えている。さらに、学生相談室を設置し、臨床心理士が学生の個別相談に応じている。相談内容は、修学上の事項や友人関係の事項等多岐にわたっており、メンタルヘルスケア、カウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関する意見や要望の聴取に関しては、年度末に学生生活満足度調査を実施し、学生生活全般の満足度を調査・分析している。学生の意見を直接聴取する機会として、年 3 回の「金城ミーティング」を実施し、学友会委員の学生から、学友会活動の活性化や学生生活の改善についての意見を聴取して対応に努めている。
- (9) 令和 7（2025）年度の留学生は、ビジネス実務学科 3 人、留学生別科 12 人の合計 15 人が在籍している。留学生の支援は主に国際交流センターの教職員が担当し、また留学生別科にはクラス担任も配置して日々の学習・生活支援を行っている。センターでは、定期的に留学生ミーティングを開催し、各種手続の説明や学習状況の確認などを行っている。夏季にはバーベキュー大会を開催し、留学生同士や教職員との懇親を深めている。
- (10) 社会人学生の受入れについては、入学者選抜区分として、社会人を対象とする総合型選抜（自己アピール型）を設けており、毎年度出願可能な体制を整えている。しかし、現状では受験者・入学者ともにごく少数にとどまっている。
- (11) 障がい者の受入れのための設備として、スロープ（段差解消）、車椅子、エレベーター、手すり、車椅子専用駐車場、身障者用トイレ等を整備している。障がい学生支援体制として、「障がい学生支援ガイドライン～特別な配慮が必要な学生に対する対応～」を定め、支援方針や支援内容を明記している。障がい者が入学試験を受験する場

合の支援は、障がい者受入検討部会が中心となって支援内容を検討している。入学後の障がい者支援は、特別な配慮を希望する学生に対して、金城障がい学生支援センターの教職員が本人（必要な場合は保護者同席）と面談を行い状況の確認や支援内容・体制を検討し、関係部署及び教職員に支援内容を周知して全学的な支援を行っている。また FD・SD 研修においても、特別な配慮を必要とする学生に関する研修を開催し、教職員間での情報共有を図っている。さらにクラス担任、学科教員全体、看護師及び臨床心理士資格を持つ教員等が連携して学生への支援を行う体制を整えている。

- (13) 学生の社会的活動について、幼児教育学科では、本学独自の特別強化プログラム「KINJO 特化（こどものあそび探究⁺）」において、地域の保育施設、社会福祉施設、社会教育施設で行った 1 年間の活動、成果を発表する成果発表会（口頭発表、ポスターセッション）を通して積極的に評価している。美術学科では、令和 5（2023）年度からは白山市のジオパーク構想を題材とし、「地域美術演習」と連動して美術教育と地域資源を結びつけた取組を展開し、優秀作品を表彰するなど積極的に評価を行っている。ビジネス実務学科では、「ゼミナールⅠ・Ⅱ」を通じて多くの地域連携活動を行っており、2 月に開催する全体発表会「金城ビジネス学会」において、発表内容を基に成績評価を行っている。

〔区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的にやっている。〕

【観点】

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科又は専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分 基準Ⅱ-D-3 の現状＞

- (1) 就職支援のための令和 7（2025）年度に、教学校務組織として就職進学支援部と併設する金城大学の就職進学委員会を統合し、新たに大学・短大合同の金城キャリア支援センターを設置した。スタッフは、部長のほか、各学科の担当教員で構成されており、令和 7（2025）年度の所属学科の内訳は、幼児教育学科 2 人、美術学科 1 人、ビジネス実務学科 2 人の計 5 人であった。事務組織としての就職進学支援部も別途設置しており、所属する事務職員が教職協働の下で職務に当たっている。年度初めに校務分掌を定め、学生一人ひとりに対する進路支援や相談、求人先との調整を行うとともに、毎月部会を開催し、各学科の進路状況を共有しながら課題解決に取り組み、学生満足度の高い支援を実現している。
- (2) 進路支援のための就職進学支援室を、学生や来客の利便性を考慮して本館正面出入口横に設置し、事務職員 1 名を常駐させている。求人情報や進学資料、各種手続に必要な設備・備品を整え、基幹事務システム「キャンパスプラン」と連携させることで、

証明書発行や情報提供を効率的に行い、学生が利用しやすい体制を構築している。

- (3) 資格取得支援については、各学科の特性に応じた体系的な取組を展開している。幼児教育学科では、幼稚園教諭二種免許と保育士資格の全員取得を前提とした指導を入学時から徹底しており、資格取得を通じた確実な就職につなげている。美術学科では、色彩士検定試験、Excel 表計算処理技能認定試験、Illustrator クリエイター能力認定試験、インテリアコーディネーター試験などの合格支援として、関連科目を開講している。ビジネス実務学科では、全国大学実務教育協会の認定による資格教育課程を提供し、上級ビジネス実務士、上級秘書士、上級情報処理士、観光実務士、秘書士（メディカル秘書）などの取得を可能にしているほか、ビジネス実務系・医療福祉系・金融簿記系・コンピュータ系・観光系・英語系など 30 種類を超える各種検定試験合格支援を行っている。

令和 7（2025）年度の就職試験対策等の支援は次のとおりである（表 2-1）。このように、就職のための資格取得や就職試験対策を多面的に行い、学生のキャリア形成を支えている。

表 2-1 就職試験対策のための支援

内容	対象	時期
就職模擬試験	幼児教育学科 2 年	4 月
公務員（保育士）模擬試験	幼児教育学科 2 年	4 月
面接練習会	美術学科 2 年	5～7 月
就職模擬試験	全学科 1 年	9 月
模擬企業ガイダンス	ビジネス実務学科 1 年	1 月
模擬面接会	美術学科 1 年	2 月
面接練習会	ビジネス実務学科 1 年	2～3 月

- (4) 卒業時の就職状況は、学科別・クラス別に内定先や内定時期、業種・職種の傾向、求人状況などを把握し、定期的に情報を共有している。令和 7（2025）年度の就職者は、幼児教育学科 72 人、美術学科 39 人、ビジネス実務学科 95 人の合計 206 人であり、就職率（就職者数／就職希望者）はそれぞれ幼児教育学科 100%、美術学科 88.6%、ビジネス実務学科 100%であった。これらのデータを基に、各学科では内定時期や業種の傾向を分析し、ガイダンス内容や求人開拓の方向性を見直すなど、次年度以降の支援に活用している。また、学生の説明会・見学会参加状況から応募・採用試験・選考結果に至るまでの全過程をデータで管理し、学科ごとの分析結果を個別の就職指導にフィードバックしている。こうした取組により、就職支援の実効性を高め、学生の

キャリア形成を継続的に支援している。

- (5) 進学支援においては、全国各地の大学から送付される編入学資料を専用コーナーに設置し、常時閲覧できる体制を整えている。特に、併設する金城大学の人間社会科学部及び総合経済学部への編入学希望者には、2年次7月に情報を案内し、出願準備から試験対策まで個別に支援している。また、編入後の単位読替が少ない学生に対しては、在学中に科目等履修生として一部科目を先行履修させる支援も行っている。美術学科においては、本学研究生進学希望者に対して学科教員が個別支援を実施している。その他の進学や留学を希望する学生についても、クラス担任が中心となり個別に対応している。このように進学や留学を希望する学生に対しても柔軟に支援体制を整えている。

＜テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題＞

＜Ⅱ-D-2＞

クラブ活動や学友会活動への参加は、近年やや低調な傾向にある。学生数の減少、実習や演習、授業課題の増加、遠方から通学する学生の増加、学生の生活様式や交流の在り方の変化など、複合的な要因が関係していると考えられる。短期大学生の履修形態や通学事情を踏まえながら、学生が無理なく参加できるよう支援を継続する必要がある。

＜Ⅱ-D-3＞

就職率については、全体として堅調に推移しているものの、美術学科では希望進路が多様であり、全国の美術系学科と同様に、他学科と比較してやや低い傾向にある。

＜テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項＞

各学科では、入学前から学生の学びを支援するため、「入学前セミナー」を2回実施している。内容は、学科の特色紹介、基礎学力の確認と入学前課題の提供、入学予定者同士や在学生との交流、履修登録に向けた準備等である。早期から学習意欲を高めるとともに、本学への帰属意識を育み、入学後の学習及び学生生活への円滑な移行を支援する重要な機会となっている。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

卒業生の進路先から卒業後の評価を聴取するため、「就職先による卒業生評価及び学習成果などに関する調査」を作成し、Google フォームを活用したウェブアンケート方式を採用して実施している。令和7(2025)年度は90件(回収率64.7%)の回答を得て結果を集計・分析し、各学科における教育課程及び学習成果の点検に活用した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

＜Ⅱ-A-2＞

授業改善に向けて、授業アンケートや公開授業等の評価結果を各教員にフィードバック

クを行うとともに、その結果を踏まえて、各教員が学科長又は学長と直接面談する機会を定期的に設けることで、授業改善の実効性を確認する仕組みを検討する。

<Ⅱ・B-1、Ⅱ・B-4>

「学修評価シート」の改善に向けて、授業科目と学習成果との関係性を見直し、評価の精度を高める。

また、記録方法や閲覧環境を整備し、教員が日々の授業や学生面談の中で活用しやすい仕組みとする。美術学科では、入学時から卒業制作までの作品及び学修過程を収録する「学修ポートフォリオ」を体系化し、2年間にわたる作品の質的向上を記録・可視化する仕組みを整備する。

<Ⅱ・B-3>

「卒業生アンケート」の回答率向上に向けて、同窓会の活用や、旧クラス担任やコース担当教員から直接呼びかけを試みるなど、できる範囲で対策を講じる。

<Ⅱ・B-4>

学習成果の獲得状況の公表について、各種公表データを再確認し、体裁を見やすく整えるとともに、より丁寧な説明を付し、情報発信のわかりやすさを高めていく。

<Ⅱ・C-1>

それぞれの入学者選抜において、多様な受験生を想定した内容となるよう評価方法や評価基準の見直しを進め、あわせて入学後のフォローアップ体制をより充実させることで、学生一人ひとりの成長を支援していく。

<Ⅱ・D-2>

新入生歓迎会や新歓ウィークにおけるクラブ・同好会の紹介を充実させ、入学後の早い段階で活動内容や参加方法を周知する。短期大学生の履修形態や通学事情にも配慮しながら、学生が自分に合った活動を選択し、無理なく参加できるよう働きかけていく。

<Ⅱ・D-3>

美術学科の進路支援について、学科教員による個別面談を実施して学生一人ひとりの進路希望や就職活動の状況を把握し、あわせて「キャリアセミナー」を中心とした各種の進路支援、長期休暇前に実施する外部支援機関と連携した就職サポート、金城キャリア支援センターの利用促進等を着実に進める。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

【観点】

- (1) 短期大学及び学科又は専攻課程に必要な教員を配置している。
- (2) 短期大学及び学科又は専攻課程の専任教員又は基幹教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 教育課程編成・実施の方針に基づき専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）又は基幹教員とその他教員を配置している。
- (4) 専任教員又は基幹教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (5) 非常勤教員又は基幹教員以外の教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づき指導補助者を配置している場合は、適切に実施している。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

- (1) 本学は、教育課程編成・実施の方針に基づき、幼児教育学科・美術学科・ビジネス実務学科に専任教員を配置し、責任の所在が明確となるよう教員組織を編制している。
- (2) 専任教員数は、幼児教育学科 9 人、美術学科 7 人、ビジネス実務学科 10 人、合計 26 人であり、短期大学設置基準第 22 条が定める専任教員数 26 人を充足している。
- (3) 教育課程編成・実施の方針に基づき、専任教員に加えて非常勤教員（兼任・兼担）を計画的に配置している。
- (4) 専任教員の学位、教育実績、研究業績、制作物発表その他の経歴等は本学公式ウェブサイトで公表しており、短期大学設置基準第 7 章の規定を充足している。
- (5) 非常勤教員の採用は、「金城大学短期大学部教育職員の採用に関する規程」に基づき、学位・研究業績・実務経験等を教員資格審査委員会で審査し、採用を決定している。
- (6) 特に双方向型の支援が必要な演習科目（例：「表計算演習Ⅰ・Ⅱ」「デジタル文書演習」等）において教学支援部職員を補助者として配置している。授業担当者との事前打合せや授業中の連携を通じて十分なコミュニケーションを図り、適切な授業運営を行っている。授業の一部を分担させる指導補助者は置いていない。

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]

【観点】

- (1) 専任教員又は基幹教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等）は教育課程編成・実施の方針に基づき成果をあげている。
- (2) 専任教員又は基幹教員は、科学研究費補助金等の外部資金を獲得している。
- (3) 専任教員又は基幹教員の研究活動に関する規程等を整備し、研究環境の整備に努めている。

いる。

- (4) 専任教員又は基幹教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員又は基幹教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員又は基幹教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (7) 専任教員又は基幹教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞

- (1) 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき、教育・研究両面において計画的に活動を行っている。研究活動は、各学科の教育課程と連動し、特に本学研究紀要には教育実践の検証や課題抽出、地域連携・社会貢献活動の報告等、教育改善に資する成果が多数投稿されている。
- (2) 科学研究費助成事業等の外部資金については、事務局が学内メール等で公募情報を全教員に共有し、申請時には事務職員が支援を行っている。令和以降も各専任教員が科研費・各種助成金への応募を継続しており、令和7年度は美術学科教員2名が採択状況にある。
- (3) 研究活動に関する規程として、「金城大学短期大学部研究費使用規程」「金城大学短期大学部特別研究費使用内規」「金城大学短期大学部奨励研究費使用内規」を整備し、教員が教育・研究活動を円滑に行えるよう研究環境の整備に努めている。
- (4) 研究倫理の遵守については、併設の金城大学研究倫理委員会が主催する研究倫理講習会への参加を促進しており、あわせて日本学術振興会のeラーニング教材「eL CoRE」による自己研修を推奨している。これにより、研究活動における倫理意識の定着を図っている。
- (5) 研究成果発表の機会としては、毎年度「金城大学短期大学部研究紀要」を発行し、投稿を奨励している。さらに美術学科では、附属機関である白山美術館において、教員と研究生の成果発表の場「アカデミア金城展」を毎年開催しており、学外に向けて研究・創作成果を発信している。
- (6) 専任教員には個別の研究室を整備するとともに、週1日の研究日（例：火曜日午後・土曜日）を設定し、研究・研修・制作活動等を行う時間を確保している。また、学会参加や研究活動を目的とした出張については、各教員の計画に基づき配慮している。
- (7) 留学、海外派遣、国際会議出席等に関しては、「金城大学短期大学部特別研究費使用内規」及び「金城大学短期大学部奨励研究費使用内規」において関連経費の支出や申請手続きを定めており、さらに「金城大学及び金城大学短期大学部国外出張旅費規程」により旅費の支給基準を整備している。これにより、専任教員の国内外での研究活動を制度的に支援している。

【区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。】

【観点】

- (1) 事務職員等は、事務等をつかさどる専門的な職能を有している。

- (2) 事務職員等の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (3) 事務等関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署等に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 日常的に業務の見直しや事務処理等の点検・評価を行い、改善している。
- (6) 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

- (1) 事務局には、事務局長のもと、各部門に専任職員を配置し、事務をつかさどるにふさわしい専門的な職能を有する人材を採用している。採用に際しては、学園の教育理念への理解と職務適性を重視している。また、職員の専門的能力向上に向けては、「金城大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントに関する規程」に基づき、SD 研修を定期的実施している。人権問題、ハラスメント防止、自校教育等をテーマとした研修のほか、教員対象の FD 活動にも積極的に参加することで、教育活動全体に対する理解を深めている。
- (2) 職員の配置や能力発揮のための環境整備として、毎年度、職員による「自己申告書」と所属長による「人事考課調書」をもとに、個々の適性や希望を考慮した人事配置を行っている。さらに、「金城大学及び金城大学短期大学部事務局職員人事考課規程」に基づき、考課結果を昇任・賞与等に反映させるなど、公正で意欲を喚起する人事運用を行っている。
- (3) 事務組織の責任体制については、「金城大学及び金城大学短期大学部事務組織規程」及び「金城大学及び金城大学短期大学部事務決裁規程」により明確に規定している。事務関係諸規程は、「金城大学短期大学部就業規則」「学校法人金城学園管理運営規程」「金城大学短期大学部文書取扱規程」「学校法人金城学園公印取扱規程」「金城大学短期大学部防火管理規程」などを体系的に整備し、業務の適正化と透明性を確保している。
- (4) 事務室はキャンパスの中心部に配置され、すべての職員に 1 人 1 台の PC とネットワーク接続環境を整備している。また、各事務部署には、業務に必要な各種事務機器・備品を整備し、円滑に業務を行える環境を確保している。
- (5) 目標管理制度に基づき、日常的な業務の見直しを促し、職員が目標設定から達成までのプロセスを主体的に管理できる体制を整えている。
- (6) 学生の成績記録については、「学校法人金城学園個人情報保護に関する規程」に基づき、個人情報の保護に十分配慮し、適切に管理・保管している。また、成績情報の取扱いにあたっては、システム上のアクセス権限を限定するなど、適切な管理に努めている。保存年限については、「金城大学短期大学部文書取扱規程」において永久保存と規定している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

【観点】

- (1) 教職員相互の役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保している。

- (2) 教育研究活動等に係る責任の所在は明確である。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

- (1) 教職員相互の連携体制について、「金城大学短期大学部教学組織規程」第 13 条において教職協働を掲げ、事務職員が学内委員会や部会に参画する体制を整えている。例として、教学支援部の職員は、学生の履修状況や出席情報を共有し、教員との連携によって学修支援を行っているほか、事務局職制は教授会にも陪席し、教育方針や課題を共有するなど、教職員の密接な協働を推進している。
- (2) 教育研究活動を支える基盤として教育研究実施組織を編成し、学生の学習成果の獲得を支援している。事務職員の責任体制については、「金城大学及び金城大学短期大学部事務組織規程」及び「金城大学及び金城大学短期大学部事務決裁規程」により明確に規定しており、両学合同の事務局として機能している。教員組織の責任体制については、「金城大学短期大学部教学組織規程」及び各種委員会規程において学長、学科長、教務部長、担任等の役割を明確に定めている。

[区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

【観点】

- (1) 教職員のSD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (2) 教員のFD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- ①教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (3) 指導補助者の研修に関する規程を整備し、適切に実施している。

<区分 基準Ⅲ-A-5 の現状>

- (1) 「金城大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントに関する規程」に基づき、教職員の資質向上及び専門的能力の向上を目的としたSD活動を実施している。SD研修では、ハラスメント防止、人権問題、自校教育など、大学運営や学生支援に必要な事項をテーマとして取り上げている。また、必要に応じて教員を対象としたFD研修への参加機会を設けるなど、教職員が教育活動について理解を深める機会を確保している。
- (2) FD活動については、「求める教員像」を定め、自己点検・評価室が中心となり、同規程に基づき組織的かつ体系的に取り組んでいる。具体的には、教育課程、授業方法、学習成果の把握・可視化、学生支援等に関する研修や検討の機会を設け、教員の教育能力の向上を図っている。また、学科等において授業や教育方法について点検・検討を行い、FD活動を通して授業改善に継続的に取り組んでいる。
- (3) 授業の一部を分担させる指導補助者は置いていないため、指導補助者の研修に関する規程は設けておらず、組織的な研修も行っていない。

〔区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

【観点】

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づき適正に管理している。
- (4) 教職員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づき適切に行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-6 の現状＞

- (1) 教職員の就業に関して、「金城大学短期大学部就業規則」をはじめ、「金城大学短期大学部給与規程」「金城大学短期大学部定年規程」「金城大学短期大学部退職金規程」「金城大学短期大学部懲戒委員会規程」「金城大学短期大学部専任教育職員の勤務時間に関する細則」「学校法人金城学園育児休業等に関する規程」「学校法人金城学園職員の介護休業に関する規程」など、必要な諸規程を整備しており、法令改正や制度変更に合わせて随時見直しを行っている。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程については、教授会や職制会議等を通じて必要な事項を周知するとともに、一部の資料や規程は紙媒体で保管し、教職員からの要望に応じて閲覧できる体制を整えている。また、就業に関する諸規程は、原則として学内電子掲示板に掲載し、必要に応じて随時確認できる環境を整えている。
- (3) 教職員の就業管理は、就業規則及び勤務時間等に関する諸規程に基づき、各所属の管理者のもとで適切に管理している。
- (4) 教員の採用および昇任に関しては、「金城大学短期大学部就業規則」および「金城大学短期大学部教育職員の採用に関する規程」「金城大学短期大学部教育職員の昇任に関する規程」に基づき、教員資格審査委員会において学位・教育実績・研究業績・経歴等を慎重に審査している。その後、教授会の議を経て学長が理事長に推薦し、採用または昇任を決定している。事務職員については、「金城大学及び金城大学短期大学部事務職員、技術職員及び用務職員の採用、昇任及び降任に関する規程」に基づき、適正な手続を経て採用・配置を行っている。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

＜Ⅲ-A-3＞

学生の成績記録について、個人情報保護に配慮した管理・保管を行っているが、その管理方法や保存方法等について明確な取扱いを定めることを検討する必要がある。

＜Ⅲ-A-4＞

今後の学科再編や基幹教員制度への移行に伴い、これまでの教員配置や役割分担を見直し、新しい教育体制を整える作業を進めている。現在は移行期にあるため、教員一人ひとりの役割や責任の分担を整理し、学生への教育や支援に支障が生じないよう、安定した運営体制を構築することが課題である。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

研究推進委員会を中心に研究紀要を発行するとともに、研究奨励賞を設けて優れた研究

成果を顕彰している。これは、前年度に発行した紀要の投稿論文等の中から、奨励賞を1点選考して表彰するものであり、賞の選考に当たっては専任教員の投票による相互推薦を重視している。また受賞者は、研究内容を紹介する学内講演も行い、学内における研究活動の活性化を図っている。美術学科では、論文だけでなく、作品制作や展覧会活動も教育研究活動の成果として位置付け、「アカデミア金城展」等を通して学外へ継続的に発信している。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

【観点】

- (1) 校地は、学生間の交流等が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境を持ち、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎等の厚生施設を設けている。
- (3) 校舎は、教育研究に支障のないよう、教室、研究室等必要な施設を備え、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校舎の敷地には、学生が交流、休息等に利用するのに適当な空地を有している。
- (5) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づき教室は、講義、演習、実験・実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えている。
- (7) 専任教員又は基幹教員に対して研究室を整備している。
- ~~(8) 専門職学科においては、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。~~
- ~~(9) 通信による教育を行う学科又は専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。~~
- (10) 教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための機器・備品を整備している。
- (11) 図書館等を中心に教育研究必要な資料を系統的に整備し、学生等に提供している。
- (12) 図書館等は、教育研究上必要な資料の提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めている。
 - ①購入図書等選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ②資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等との協力に努めている。
- (13) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

- (1) 本学キャンパスは金城大学と共用であり、総面積 105,057 m²を有し、短期大学設置基準が定める校地面積 (5,000 m²) を十分充足している。自然環境に恵まれた立地の下、学生同士の交流や学生活動を活発に行える教育環境を備えている (図 3-1)。
- (2) 運動場及び体育館を校舎と同一敷地内に設け、授業やクラブ活動、同好会活動などに幅広く活用している。体育館の面積は 2,722.39 m²で、収容定員に対して適切な広さを有している。また、食堂をはじめ、学生が休憩や交流に利用できる共用スペースを設けており、食堂内には一人でも利用しやすいカウンター席を配置し、女子学生向けのパウダールームを設置するなど、学生が快適に過ごせる環境の整備に努めている (図 3-2、3-3)。
- (3) 校舎の総面積は 15,517.28 m² (うち短期大学部専用部分 8,980.61 m²) で、短期大学設

置基準（5,300 m²）を大きく上回っている。

- (4) 校舎周辺には学生が休息や交流に利用できる空地やテラスを確保し、屋外テーブルやベンチを設置し、緑化環境として、芝生、フジ棚、バラ園などを整備している。学内の動線設計にも配慮し、学生が自然に集い、対話や協働が生まれるキャンパス環境を形成している（図 3-4）。
- (5) 校地及び校舎は原則としてバリアフリー設計となっており、障がい者対応スロープ、手すり、エレベーター、多目的トイレ、障がい者用駐車スペースを整備している。また、視覚障がいや聴覚障がいなどに対応するため、案内表示やピクトグラムの改善も進めており、誰もが安心して学べる環境づくりに努めている（図 3-5）。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づき、授業内容に応じた講義室や演習室、実技室を整備している。大講義室 1 室（A104）、中講義室 1 室（A108）、小講義室 14 室（A101～A103、A105～A107、A201～A203、A205～A208、A208-2）に加え、少人数教育に対応したコンピュータ室 3 室（A131～A133）を設け、学修形態に応じた柔軟な教育が可能となっている（図 3-6）。幼児教育学科では、地域の子育て支援に資する教育環境として、ナーサリールーム（A204）、ピアノレッスン室（A301～A311、A318～A327）、リズム室（A333）、演習棟（A141）などの実習系教室を整備している（図 3-7）。美術学科では、各コースに対応した美術演習室（A111～A117、A211～A216、A211-2）を整備し、基礎から専門領域まで一貫した実技教育を行っている（図 3-8）。ビジネス実務学科では、アクティブ・ラーニング対応の多目的教室（A135）を設け、実践的なコミュニケーション教育を推進している。
- (7) 専任教員には個別の研究室を整備し、教育研究及び学生指導に集中できる環境を確保している。研究室にはインターネット接続環境及び必要な情報機器を完備しており、授業準備、研究活動、学生面談など多目的に活用している。
- (10) 授業に必要な機器・備品については、各学科の教育課程編成・実施方針に基づき計画的に整備している。特にコンピュータ機器、プロジェクタ、音響設備などの ICT 環境を更新し、令和 6（2024）年度には教室照明を LED 化して学習環境の改善と省エネルギー化を図った。これにより、より快適で持続可能な学修環境を実現している。
- (11) 図書館は、昭和 51（1976）年の金城短期大学開学時に設置し、平成 12（2000）年の金城大学開学以降は両校の共用施設として運営している。令和 7（2025）年度現在、面積 799 m²、閲覧席 244 席を備え、約 13 万冊の図書と 890 タイトルの電子書籍、6 種類の電子ジャーナル、7 種類の学術データベースを提供している。
- (12) 図書館では、電子資料提供システムの拡充を進め、教育研究に必要な情報アクセスの利便性を高めている。図書館資料の選定は、推薦基準に基づき、教員・学生からのリクエストを基に金城大学・金城大学短期大学部合同の図書委員会で決定している。資料の除籍は除籍基準に基づき行っている。資料の提供に関しては、私立大学図書館協会及び石川県大学図書館協議会に加盟して、図書館間相互貸借（ILL）や石川県立図書館とのネットワークを活用することで、他大学や地域図書館との連携を強化している。
- (13) 本学では、授業は原則として対面で実施しており、多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で履修させることを前提とした授業は、現在実施していない。一方、

オンライン会議や遠隔での授業等に対応するための機器や教室については、大学と共用する設備として教務部門が管理しており、必要に応じて利用することができる。



図 3-1 キャンパスの環境



図 3-2 食堂のカウンター席



図 3-3 パウダールーム

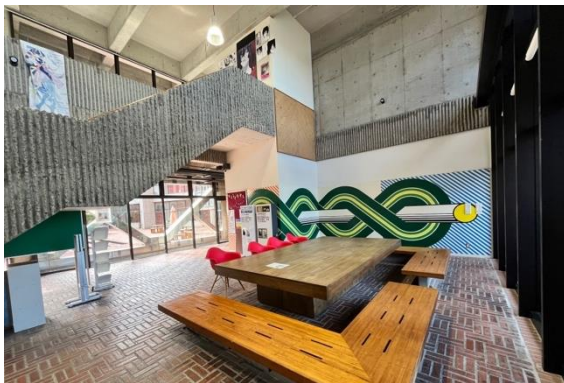


図 3-4 学内の交流スペース



図 3-5 バリアフリー対策

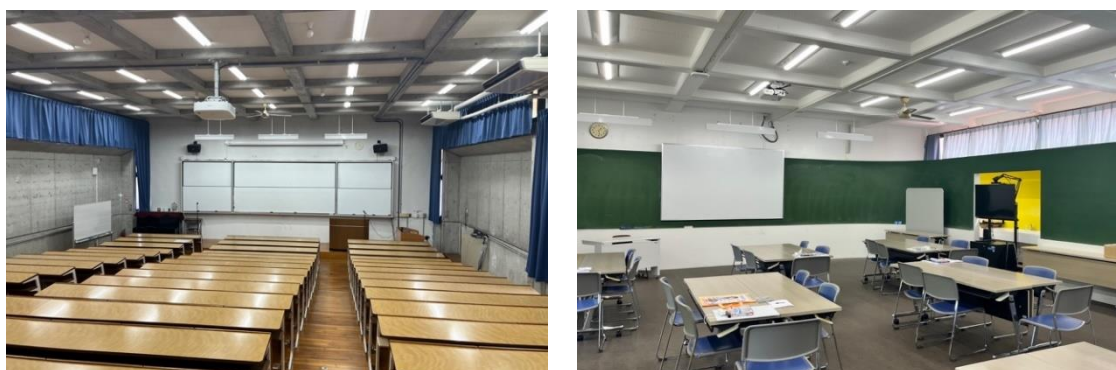


図 3-6 大講義室(104) 中講義室(108)



図 3-7 ナーサリールーム ピアノレッスン室 リズム室



図 3-8 美術学科実習室 (染色・デザイン)

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

【観点】

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規程を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

- (1) 施設設備の維持管理に関する諸規程については、「学校法人金城学園固定資産及び物品管理規程」、「金城大学及び金城大学短期大学部防火管理規程」、図書館運営に関する諸規程、「金城 ICT 総合管理センター規程」などを整備している。これらの諸規程に従い、施設設備や物品を適正かつ適切に維持・管理している。
- (2) 施設設備・物品の維持管理については、専門業者及び学内職員が定期的に点検・整備を行っている。受電設備、電話交換機、エレベーターは毎月 1 回、自動火災報知機及び消防設備は毎年 1 回、専門業者に委託して点検を実施している。また、用務職員が校舎内を 1 日複数回巡回し、防犯や設備異常の早期発見に努めている。
- (3) 防災対策に関しては、「学校法人金城学園防火管理規程」及び「危機管理ガイドライン（防災マニュアルを含む）」を整備しており、食料品などの備蓄を含め、火災・地震等の災害に備えた体制を構築している。これらの規程は定期的に見直しを行い、社会情勢や建物利用状況の変化に応じて更新している。
- (4) 校舎の耐震安全性確保のため、昭和 56（1981）年以前に建設された建物については耐震診断を行い、平成 21（2009）年に耐震補強工事を実施した。これにより、主要建物の耐震性能は基準を満たす水準に改善されている。また、令和 7（2025）年度には非構造部材の耐震検査も実施している。なお、「危機管理ガイドライン」に基づき、併設する金城大学と合同で、全教職員・学生を対象として、緊急放送による地震発生を想定し、机の下に身を隠す等の安全確保行動を行う防災訓練を定期的の実施している。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策は、金城大学と本学の合同組織である金城 ICT 総合管理センターが中心となり実施している。DMZ セグメントの導入や外部公開サーバの SSL 化、アクセス権管理などの基本的なセキュリティ対策を講じている。また、OS やソフトウェア、ハードウェアの更新を定期的に行い、情報漏洩防止と安定運用を図っている。さらに、「学校法人金城学園情報セキュリティポリシー」に基づく学内研修を開催し、情報リテラシーとセキュリティ意識の向上を図っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策として、平成 29（2017）年度及び平成 30（2018）年度にエアコンの大規模更新を行い、エネルギー効率の改善を図った。さらに、令和 6（2024）年度には照明設備の LED 化を実施し、電力消費量の削減と維持管理コストの低減を進めている。加えて、ペーパーレス化の推進やごみ分別の徹底など、地球環境保全への配慮を継続して行っている。今後も施設更新時には環境負荷軽減を考慮した設備導入を推進していく。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

＜Ⅲ-B-1＞

校地、校舎及び各種施設は、教育研究活動を行う上で必要な規模と機能を備えている。一方で、建物や設備の経年化が進んでいるため、安全性と教育上の必要性を踏まえ、優先順位を定めて計画的に更新する必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

本学は金城大学と共用する広いキャンパスに、講義室、実習室、体育館、図書館、学生ホール等を整備し、授業、学生交流、課外活動に幅広く活用している。特に、幼児教育学科のピアノ個室やナースリールーム、美術学科の専門実習室など、各学科の教育内容に対応した施設を備えている。また、照明のLED化、空調設備の更新、防災訓練、情報セキュリティ対策等を継続し、安全性と環境負荷の軽減に配慮した施設運営を行っている。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

【観点】

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づき技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づき授業や短期大学運営に活用できるよう、情報機器の整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内LANを整備し、適切に活用し、管理している。
- (7) 教職員は、新しい情報技術等を授業や短期大学運営に活用している。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

- (1) 本学は、教育課程編成・実施の方針に基づき、学修を支える情報基盤と学習環境の整備・運用を計画的に進めている。学生には学内ネットワーク利用のためのユーザ ID を付与し、ファイルサーバ・電子メールシステム・インターネット接続を提供している。学内ポータルシステム上で各種連絡や情報公開を行うほか、専門的支援としてコンピュータ準備室に事務系助手 2 名を配置し、ヘルプデスク体制を整備している。さらに、各教室にはプロジェクタや電子黒板を整備し、デジタル機器を活用した授業展開を可能としている（図 3-9）。
- (2) 情報リテラシー教育については、入学時のオリエンテーション等を通じて学内ネットワークや LMS、電子メール等の利用方法についてネットワーク利用講習会を実施している。また各学科の授業を通じて情報技術の活用に必要な知識・技能を身につける機会を設けている。教職員に対しても、情報システムやクラウドサービスの導入等に応じて説明会や研修を実施し、その活用を支援している。
- (3) 技術的資源や設備の維持管理は、併設する金城大学との合同組織である金城 ICT 総合管理センターが担い、学内 LAN や各種サーバの管理運営、システムの構築・更新、新規ハードウェア／ソフトウェア導入計画の策定・実施を行っている。美術棟の演習室（A111、A113、A211）に整備した CG 系教育機器を備えるコンピュータ群については、美術学科の教員 2 名が管理運営を担当している。
- (4) 資源配分については、学生数や教育課程の変更に応じて毎年度見直しを行い、全学科共用のコンピュータ室 3 室（A131～A133）の利用計画を策定して効率的に運用している（図 3-10）。
- (5) 専任教員には授業準備や電子メール等に使用するコンピュータを採用時に 1 台貸与し、事務職員についても 1 人 1 台の利用環境を整備している。電子メール運用では、申請に応じて部署単位のメーリングリスト作成を可能とし、教職員間の情報共有に活用し

ている。

- (6) 学内 LAN は学生の学習支援に必要な範囲で整備し、無線 LAN アクセスポイントを図書館・食堂及び A 棟各教室（美術棟の一部を除く）に設置している。
- (7) コロナ禍を経て、遠隔授業やハイブリッド授業に対応するため、主要教室にプロジェクタ・マイク等を配備した。また、Google Classroom などのオンラインシステムを活用し、提出物の管理やアクティブ・ラーニングを推進している。
- (8) 特別教室としては、A131～A133（コンピュータ室）及び A108（ノート PC を配備し一般講義室としても利用可能）を設け、情報処理教育に活用している。幼児教育学科では A204（ナーサリールーム）、A141（幼児教育演習室）、A301～A311、A318～A327（ピアノ個室 21 室）、A333（リズム室）を整備している。

美術棟には共用 PC 室 1 室（A113）と専用コンピュータ室 2 室（A111、A211）を設けている。共用 PC 室（A113）は主に美術学科デザイン・ビジネスコースに対応しており、Adobe Creative Cloud をインストールした Mac15 台を設置している。ここは 1 年生及び 2 年生で自分の PC を持たない学生が利用するほか、ロール紙対応の大判プリンター 2 台を備え、発表会や卒業制作に活用している（図 3-11）。マンガ・キャラクターコース専用コンピュータ室（A211）には、CLIP STUDIO をインストールした PC15 台と 7 台の液晶タブレットを設置し、マンガイラスト制作に対応している（図 3-12）。ゲーム・映像コース専用コンピュータ室（A111）には、Maya 及び Unity をインストールした PC を 14 台設置し、ゲーム制作に対応できる環境を整えている。また、高負荷処理に対応した PC を 15 台設置している。さらに、陶芸室（A117）には酸化・還元電気窯各 1 台、乾燥機、電動ろくろ 6 台を設置し、染色室（A116）には 7m の回転捺染台を備え、浴衣制作やシルクスクリーン等の実習に活用している（図 3-12）。



図 3-9 教室のデジタル機器



図 3-10 全学科共用のコンピュータ室



図 3-11 大判プリンター



図 3-12 マンガ・キャラクターコース PC



図 3-13 電動ろくろ

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

<Ⅲ-C-1>

情報機器や専門ソフトウェアについて、教育課程の再編や学生数を踏まえた計画的な配置・更新が必要である。また、学内ネットワークへの接続手続きがやや煩雑であり、入学時の学生支援体制にも課題がある。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

本学では、金城 ICT 総合管理センターを中心に、学内 LAN、各種サーバ、コンピュータ室及びオンライン学習環境を一体的に管理し、学生・教職員への利用支援を行っている。

特に美術学科では、デザイン、マンガ、ゲーム・映像の各分野に対応した専門コンピュータ室を整備し、専門ソフトウェア、液晶タブレット、大判出力機、高性能 PC 等を授業や卒業制作に活用している。また、陶芸用電気窯、電動ろくろ、回転捺染台等も備え、デジタル制作と手仕事による制作の双方を学べる教育環境を整えている点に特色がある。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

【観点】

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し分析している。
 - ①資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④短期大学の財政と学校法人の財政の関係を把握している。
 - ⑤短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧教育研究経費を適切に措置している。
 - ⑨教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩会計監査人の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ①学校法人及び短期大学は、中期的な計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③年度予算を適正に執行している。
 - ④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づき記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥月次試算表を毎月作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑦学校法人会計基準に従い、会計処理を行うとともに、会計帳簿及び計算書類等を正確に作成し、これらを保存している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

- (1) ①本学園は事業活動収支において、令和4（2022）年度から4年連続支出超過の状態が続いており、日本私立学校振興・共済事業団作成の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」では、令和5（2023）年度から「B0」となっている。
- ②本学は平成29（2017）年度に入学者数が定員充足したが、以後定員未充足となり、令和2（2020）年度に回復したものの、令和3（2021）年度以降は毎年度漸減傾向となっている。その結果、事業活動収支は平成30（2018）年度から、資金収支は令和2（2020）年度から支出超過が続いている。
- ③④⑤本学においては、近年、支出超過となっているが、学園運営を保持する十分な総資産を有しており、健全な運営を保持している。

- ⑥退職給与引当金は、期末要支給額を基にして私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額の100%を計上している。
- ⑦資産運用は、「学校法人金城学園資産運用規程」に基づき、銀行預金を中心に適切に運用している。
- ⑧教育研究経費比率は法人全体で令和5(2023)年度28.9%、6(2024)年度32.5%、7(2025)年度33.5%と毎年度20%を超えており、本学では令和5(2023)年度33.8%、6(2024)年度35.9%、7(2025)年度36.6%と毎年度30%を超えている。
- ⑨教育研究用の施設設備及び図書等の学習資源については、毎年度の予算編成により、適切な資金配分を行っている。
- ⑩本学園の令和7(2025)年度決算の公認会計士による決算監査は当年度6月に行われ、会計士からの指導、助言等に対して、その都度適切に対応している。決算監査終了後に公認会計士から本学園の監事に決算説明が行われ、本学園は公認会計士から「学校法人金城学園の令和7(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)の計算関係書類は、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び収支の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。」との監査意見を受けた。
- ⑪寄付金の募集については、学校法人金城学園寄附行為(以下「寄附行為」という。)に基づき卒業生、教職員及び取引業者等から適正に寄付金を受けている。寄付金サイトも立ち上げ、広く寄付金を募っている。なお、学校債は発行していない。
- ⑫⑬令和6(2024)年度に幼児教育学科の入学定員を150人から90人に、ビジネス実務学科の入学定員を135人から95人に削減した。その結果、令和7(2025)年度の入学定員充足率は85.2%、収容定員充足率は93.0%で、私立大学等経常費補助金の交付基準及び高等教育の修学支援新制度に係る機関要件はそれぞれを充たしているが、十分な水準を維持しているとは言えない。今後も学生確保に努め、収容定員に相応した財務体質の改善が必要である。
- (2) ①第3期中期計画に基づく毎年度の事業計画は、法人本部から各設置校の長に作成を依頼し、設置校の長が関係部門の意見を集約し、評議員会で意見を聞いた上で理事会にて決定している。毎年度の予算は、まず9月の理事会で予算編成方針を定め、経理部が各部署(予算部門)に予算要求書の提出を求める。各部署は11月に当該要求書を提出し、経理部が12月中に要求案を査定し、1月中にヒアリングを行う。ヒアリングは財務担当理事及び学長等が行い、理事長査定を経て3月の評議員会に諮問し、理事会で決定することとしている。
- ②決定した毎年度の事業計画は、学内電子掲示板に掲載し、全教職員に周知している。また、決定した各部署の予算書は速やかに配付し、周知している。
- ③年度当初に予算執行方針及びそれに基づく予算執行手続を全教職員に示し、適正に予算を執行している。
- ④金銭の出納は、すべての所定の手続を終了した会計伝票に基づいて行っており、出納事務担当者は、金銭の出納に当たり、会計伝票及び証憑書類を審査している。現金及び流動性預貯金の取扱い及び管理は各経理単位が行っており、固定性預貯金の取扱い及び管理は法人本部経理責任者が行っている。

⑤固定資産及び資金の管理と運用は、固定資産の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に運用している。

⑥法人本部は毎月設置校ごとの試算表を作成し、財務担当理事を通じて理事長に報告、提出している。

⑦学校法人会計基準及び「学校法人金城学園経理規程」に従い、会計処理を行い、会計帳簿及び計算書類等を正確に作成し、これらを適切に保存している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

〔注意〕

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

【観点】

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づき、経営（改善）計画を策定している。
 - ①学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ②人事計画が適切である。
 - ③施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

- (1) 建学の精神、教育理念に基づき、「社会の変化に対応し、地域・社会に必要とされる人材を育成する。」をビジョンとした令和 3（2021）年度からの第 3 期中期計画において、本学の重点計画は「各学科のコース編成や教育課程を適宜検討し、必要に応じて再編するとともに、学科定員の見直しを行う。また、教学マネジメントを確立し、教育の質の向上を推進する中で、基礎教育科目を充実させ、学科間連携教育・外部の諸機関との連携協力に積極的に取り組む。さらに、種々の教育活動を通じて、地域の活性化に資する産学連携、地域連携活動を推進する」としている。令和 7（2025）年度本学の第 2 回教授会の冒頭に、学長は「金城短大が目指すもの」と題した令和 7（2025）年度の事業計画について詳細に説明している。

- (2) 令和 6 (2024) 年 7 月に、各学科で SWOT 分析及びクロス SWOT 分析を実施した。その結果、内部環境として併設校の遊学館高等学校があることによる同校からの入学が期待できるとした強みがある一方、建物の老朽化や食堂・売店に対する要望の多さが弱みとなっていること、また外部環境としては、白山市との結びつきが強いというチャンスがある一方、少子化とともに 4 年制大学への志望が高まっていることが脅威であると分析した。
- (3) ①学生生徒等納付金収入が本学経常収入の 80%弱を占めることから、財政上の安定を確保する上で、学生募集は最も重要な活動である。学生募集活動は入試広報部が中心となり、年間の学生募集計画案を策定し、部科長会議、教授会の審議を経て決定している。この計画に基づき、オープンキャンパス、高校訪問等の活動を教員と事務職員が一体となって行っている。また、収支状況を詳細に分析した上で、令和 5 (2023) 年度入学生から学納金を改定した。
- ②人事計画については、退職者の補充を中心に、年齢構成等を勘案しつつ若年層を中心に採用している。
- ③施設設備の将来計画は、大学・短大事務局の管財部と法人本部が協議して計画案を作成し、理事会の承認を得て第 3 期中期計画の年度ごとの施設設備計画を実施している。令和 3 (2021) 年度に ICT 活用推進事業及び遠隔授業活用推進事業を実施、令和 5 (2023) 年度に体育館の LED 照明工事を実施、令和 6 (2024) 年度に短期大学部棟の LED 照明工事及び食堂の空調改修工事を実施した。
- ④外部資金として、私立大学等改革総合支援事業に毎年度申請しており、令和 4 (2022) 年度にタイプ 3、令和 6 (2024) 年度にタイプ 1、令和 7 (2025) 年度にタイプ 1 が選定された。なお、本学には処分予定の遊休資産はない。
- (4) 本学全体及び学科ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費のバランスをとるよう努めている。
- (5) 経営状況の学内への公開は、教職員に対する決算説明会を開催し、経営に関する情報及び危機意識を共有している。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

<Ⅲ-D-1>

本学園では、学生数の減少に伴い、資金収支及び事業活動収支の支出超過が続いている。入学定員の見直しにより入学定員充足率は改善したものの、収容定員充足率は十分な水準とはいえず、学生募集の強化と学科再編を進めるとともに、学生数に見合った人員配置、施設設備及び経費の適正化を図る必要がある。

<Ⅲ-D-2>

教育研究環境を維持しながら財政改善を進めるため、限られた財的資源を重点的かつ計画的に配分し、中長期的に安定した財務体質を構築することが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

本学では、中期計画に基づき、毎年度の事業計画及び予算を策定し、月次試算表や決算資料を通して財政状況を継続的に把握している。支出超過の状況においても、教育研究経費比

率は毎年度 30%を超えており、教育研究活動に必要な経費を確保している。

また、定員規模の見直し、学納金の改定、学科・コース再編、施設設備の計画的更新、外部資金の獲得等に取り組んでいる。各学科による SWOT 分析や教職員向けの決算説明会も実施し、経営状況と課題を学内で共有しながら、財政の安定化に向けた取組を進めている。

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

図書館については、棟内の空き部屋を書庫に転用して書架を設置し、整備を進めた。利便性の向上策として、電子資料提供システムを拡充しより図書情報にアクセスしやすい環境を整備した。

人件費率の改善を目指し、非常勤講師に係る経費の削減は達成できたものの、人件費比率の大幅改善には至らなかった。

特色ある教育として、幼児教育学科の KINJO 特化プログラムや子育て支援との連携、美術学科の 7 コース体験制度や公開オーディション、ビジネス実務学科のカフェテリア履修制度や産学連携ゼミナールなど、教学マネジメントを進めて毎年質向上を図ってきた。また、学生募集活動としては、SNS 発信の強化、学生リーダー組織の充実、オープンキャンパス戦略の更新、高等学校教員との合同研修会開催、入学者選抜制度の変更、保護者向けのコンテンツ作りなど、間断なく改革を行ってきた。一方で、入学定員を削減し、定員充足率の向上も図った。それでも入学定員の確保には至っておらず、さらにこれまでの枠を超える新しい施策を検討している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

＜Ⅲ-A-3＞

学生の成績記録の管理・保存方法や指導補助者の役割・研修等、現在の運用のうち明文化が十分でない事項について整理し、必要に応じて規程等の整備をすすめる。

＜Ⅲ-A-4＞

学科再編や基幹教員制度への移行を踏まえ、事務組織と教学組織の役割や責任を明確化し、より組織的かつ効果的な教育研究実施組織となるよう整理統合を進める。

＜Ⅲ-B-1＞

物的資源について、安全性と教育上の必要性を踏まえて施設設備、情報機器及び専門ソフトウェアの優先順位を定め、計画的な更新を進める。

＜Ⅲ-C-1＞

教育課程の再編や学生数の推移を踏まえ、支援体制の見直しとともに、技術的資源の適正化や、学内ネットワーク利用に関する学生支援の充実を図る。

＜Ⅲ-D-1＞

財的資源については、学生募集の強化及び教育課程・学科等の再編を継続するとともに、学生数に見合った人員配置、施設設備及び経費の適正化を図る。

＜Ⅲ-D-2＞

教育研究環境の質を維持しながら、限られた資源を重点的かつ計画的に配分し、中長期的に安定した財務基盤の構築を進めていく。

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

〔テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営〕

〔区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。〕

【観点】

【テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営】

- (1) 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
- (2) 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

- (1) 理事長は、平成 7（1995）年 4 月から金城短期大学（現 金城大学短期大学部。以下「本学」という。）の教育職員として勤務し、平成 12（2000）年 4 月に本学園の法人本部長、平成 21（2009）年 5 月に理事に就任した後、平成 25（2013）年 7 月から理事長を務めている。また、平成 26（2014）年 4 月から 5 年間は本学の学長を兼任し、教育及び法人運営の両面において豊富な経験を積み、本学園及び本学の運営に尽力してきた。

このような教育職員及び役職者としての経験を通じて、本学園の建学の精神・教育理念並びに本学の教育目的・目標を十分に理解している。入学式及び卒業式における告辞、学校行事での挨拶等を通じて、建学の精神や教育理念を継続的に発信するとともに、その実現に向けて学校法人及び各設置校の運営を推進しており、本学園の発展に寄与している。理事長の選任については、私立学校法第 37 条及び寄附行為第 14 条第 2 項の規定に基づき、令和 7（2025）年度の理事選任会議において、評議員会の意見を聴取したうえで、理事として選任され、寄附行為第 14 条第 2 項の規定に基づき、理事会において前述の履歴等を考慮したうえで、理事長に選任されている。

- (2) 理事長は、私立学校法第 37 条第 1 項及び寄附行為第 14 条の規定に基づき、学校法人を代表し、その業務を総理している。また、寄附行為第 17 条、18 条の規定に基づき、理事会を招集して議長を務めるとともに、学校法人の業務執行に必要な事項について理事会の審議を主導している。

〔区分 基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。〕

【観点】

- (1) 理事会は適切に招集され、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。
- (2) 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
- (3) 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- (4) 理事会は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。

- (5) 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (6) 理事会は、理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合するための体制等（内部統制体制）を文部科学省令に基づき整備している。

<区分 基準IV-A-2 の現状>

- (1) 理事会は、法令及び寄附行為第 14 条の規定に基づき、理事長が招集し、学校法人の業務に関する重要事項を審議・決定するとともに、理事長、代表業務執行理事、業務執行理事においては、理事会において 3 か月に 1 度、職務状況報告（令和 7 年度は 4 回）を理事会にて行うほか、理事である設置校の学長・校長等により、教育活動報告が行われるとともに、理事の職務執行を監督している。このように、理事会は学校法人の意思決定機関として適切に機能している。令和 7（2025）年度の理事会の開催状況は（表 4-1）のとおりである。

表 4-1 令和 7（2025）年度の理事会の開催状況

開催年月日	理事出席状況		監事出席状況
	本人出席	書面出席 出席	
令和 7 年 5 月 28 日	7	1	2
令和 7 年 5 月 28 日	8		2
令和 7 年 6 月 26 日	8		2
令和 7 年 9 月 12 日	8		2
令和 7 年 9 月 26 日	8		2
令和 7 年 12 月 23 日	8		2
令和 8 年 3 月 27 日	8		2
令和 8 年 3 月 27 日	8		2

- (2) 認証評価の受審については、理事会で決議することとしている。また、受審に際して作成する自己点検・評価報告書についても、点検・評価に関する規程に基づき、理事会又は常任理事会の承認を得ることとしており、理事会は認証評価に対する役割を果たし、その責任を負っている。
- (3) 理事会では、各設置校の学長、校長が理事として、各設置校の現状について報告を行っている。本学の学長も理事、代表業務執行理事として出席し、本学の教育及び運営の状況について必要な情報を収集し、報告している。また、他大学等との比較資料や文部科学行政の動向、法令及び制度改正に関する情報についても共有している。加えて、役員研修の一環として、各設置校の見学会や、文部科学省等の関連団体の資料の提供、オンライン研修等の受講案内も含め随時共有している。これらの学内外の情報を本学の運営及び発展に活用するとともに、短期大学の運営に関する法的責任について認識を深め、法令及び寄附行為等に基づいた適切な法人運営及び短期大学運営に努めている。
- (4) 令和 7（2025）年度については、特に私立学校法改正とそれに伴う寄附行為変更につ

いても理事会にて審議し、関連法令や学校法人における理事会と評議員会の協同けん制体制についても、その過程で説明及び審議しており、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。

- (5) 理事会は、学校法人及び本学の適切な運営に必要な規程について審議し、決議の上、整備している。また、法令や制度の改正、学校法人及び本学の運営状況に応じて必要な規程の制定及び改廃を行い、適切な運営体制の整備に努めている。
- (6) 令和 7（2025）年度の私立学校法の改正に基づき、「学校法人金城学園内部統制体制に関する基本方針」を整備し、管理運営体制を再確認している。

〔区分 基準IV-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。〕

【観点】

- (1) 理事は、理事選任機関により適切に選任されている。
- (2) 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。

<区分 基準IV-A-3 の現状>

- (1) 本学では、私立学校法第 30 条、31 条及び寄附行為第 6 条、第 7 条、第 8 条の規定に基づき、理事選任機関を理事選任会議と定めている。構成員は、(1) 理事全員（8 人）、(2) 評議員会の決議によって選任した評議員 2 人とし、理事長が招集することとしている。令和 7（2025）年度は、私立学校法改正に伴い、（表 4-2）下記の日程で、理事選任会議にて理事を選任した。

表 4-2 令和 7（2025）年度の理事選任会議の開催状況

開催年月日	構成員出席状況		監事出席状況
	理事出席	評議員出席	
令和 7 年 4 月 14 日	7	2	2
令和 7 年 5 月 28 日	8	2	2

- (2) 理事選任会議で、理事を選任するときは、私立学校法第 30 条理事は、私立学校法第 30 条、31 条及び寄附行為第 6 条、第 7 条、8 条の規定に基づき、あらかじめ評議員会の意見聴取を行っている。令和 7（2025）年度は、5 月 28 日の評議員会にて、理事選任についての意見聴取を行い、同日の理事選任会議にて、理事を選任した。また、理事の選任における客観性及び透明性を確保するため、理事選任会議には、監事を同席する等の取組も行い、適切な理事の構成に努めている。

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の課題>

特になし。

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の特記事項>

令和 7（2025）年度の私立学校法改正に対応し、寄附行為の変更を行うとともに、理事選任機関として理事選任会議を設置し、評議員会の意見をあらかじめ聴取した上で理事を選

任する体制を整備した。また、理事選任会議には監事が同席するなど、理事選任における客観性及び透明性の確保に努めている。

理事会においては、各設置校の学長・校長等から教育活動及び運営状況について定期的に報告を受けるほか、文部科学行政の動向、法令・制度改正、他大学等の状況についても情報共有を行っている。さらに、役員を対象とした研修、各設置校の見学、関連資料の提供等を通じて、理事が学校法人及び短期大学の運営に関する責任と役割について理解を深める機会を設けている。

[テーマ 基準IV-B 教学運営]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

【観点】

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、短期大学運営に関し識見を有している。
 - ③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続きを定めている。
 - ⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等に基づき開催し、適切に運営している。
 - ①学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ②学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ③学長等は、教授会規程に基づき教授会を運営し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ④教授会議事録を整備している。
 - ⑤教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑥学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づき設置し、適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

- (1) ①学長は、学校教育法第 93 条並びに「金城大学短期大学部教授会規程」（以下「教授会規程」という。）及び「金城大学短期大学部教授会の運営に関する細則」（以下「教授会細則」という。）の規定に基づき教授会を招集し、議長を務めている。学生の入学、卒業、課程の修了及び学位の授与その他の教育研究に関する重要事項については、教授会における審議を通じて意見を聴取し、その意見を参酌した上で、教学運営の最高責任者として最終的な判断を行っている。
- ②学長は、地元白山市の審議会委員や公立高等学校学校評議員を歴任している。また、平成 23（2011）年 3 月に京都府立大学大学院生命環境科学研究科環境科学専攻博士後期課程を修了し、平成 25（2013）年 10 月からは学校法人金城学園の理事として学校運営に携わっている。これらの経歴及び経験を有し、学識に優れ、短期大学運営に関する識見を有している。
- ③学長は、「金城大学及び金城大学短期大学部学長裁量経費に関する細則」に基づき、教育研究の推進等のために確保される学長裁量経費の執行及び決裁権限者として、建学の精神に基づく教育研究を推進している。また、教育方法の改善及び教育能力の向上等に関する改革を牽引するとともに、ティーチング・ポートフォリオの実効性のあ

る運用を進めるなど、教育の質の向上及び短期大学の充実に努めている。

④学長は、「金城大学短期大学部学生の懲戒に関する規程」及び「金城大学短期大学部学生の懲戒に関する細則」において、退学、停学及び訓告を含む学生に対する懲戒の手続を定めている。

⑤学長は、「学校法人金城学園組織規程」第9条の規定に基づき職務を行い、「金城大学及び金城大学短期大学部事務決裁規程」に基づく最終決定権を有し、校務をつかさどっている。また、「金城大学及び金城大学短期大学部事務組織規程」及び「金城大学短期大学部教学組織規程」（以下「教学組織規程」という。）に基づき指揮命令権限を有し、所属職員を統督している。

⑥学長は、「金城大学短期大学部学長選考規程」に基づき適切に選任されている。毎年度初めには所信を表明し、短期大学の運営方針を示すとともに、自己点検・評価室会議に出席し、教育の向上に資する教学マネジメントを統括・推進するなど、教学運営の職務遂行に努めている。

- (2) ①教授会は、学則及び教授会規程に基づく審議機関として設置され、教授会規程及び教授会細則に基づき適切に運営されている。教授会が学長に意見を述べる事項については、教授会規程及び教授会細則に明記され、構成員に周知されている。

②学長は、学校教育法第93条、教授会規程及び教授会細則に基づき、学生の入学、卒業、課程の修了及び学位の授与その他の教育研究に関する重要事項について、教授会の意見を聴取した上で決定している。なお、入学に関する事項等、迅速な審議を必要とする事項については、教授会に代わる審議機関として代議員会を設置しており、「金城大学短期大学部代議員会規程」（以下「代議員会規程」という。）に基づき、代議員会の意見を聴取した上で決定している。

③学長は、教授会規程、教授会細則及び代議員会規程に基づき、教授会及び代議員会を適切に運営している。

④教授会及び代議員会の議事録は、それぞれ教授会規程及び代議員会規程に基づき、適切に作成・整備している。

⑤学習成果及び三つの方針については、各学科及び自己点検・評価室において定期的に点検・見直しを行い、その内容を教授会で審議している。これにより、教授会構成員は学習成果及び三つの方針について認識を共有している。

⑥学長は、「金城大学短期大学部教学組織規程」に基づき、教学運営に必要な教学校務組織及び委員会等を設置している。各組織及び委員会等は、それぞれの規程に基づき適切に運営され、教学マネジメントの推進に必要な役割を担っている。

＜テーマ 基準IV-B 教学運営の課題＞

＜IV-B-1＞

学長のリーダーシップの下で教育改革や新たな取組を進めている一方、学科再編をはじめとする複数の課題が同時に進行しており、一部の教職員や役職者に業務が集中する状況がみられる。そのため、教学上の構想や方針を具体的な実施計画に落とし込み、関係部署の役割、手順及びスケジュールを明確にした上で、組織的に実行する体制を一層整える必要がある。また、教職員が日常の教育、学生支援及び研究活動に必要な時間を確保できるよう、

会議や委員会、校務分掌の整理を進め、負担の適正化を図ることが課題である。

＜テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項＞

学長は、学園全体の改善に意欲的に取り組み、教育改革や組織体制の見直しなど、新たな取組を積極的に推進している。また、教授会、FD 研修、懇親会等において、学園や短期大学が目指す方向性を、ユーモアを交えながら具体的かつ分かりやすく発信し、教職員の認識共有を図っている。

卒業式等における式辞についても、卒業生及び保護者アンケートで高い評価を得ており、建学の精神や教育のビジョンを自らの言葉で伝えることで、学生、保護者及び教職員の理解と共感を得ながら、学園全体を牽引するリーダーシップを発揮している。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

【観点】

- (1) 監事は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
- (2) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について適宜監査している。
- (3) 監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (4) 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他文部科学省令で定めるものを調査している。
- (5) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況の監査を行い、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後 3 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。
- (6) 監事は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

- (1) 監事は、私立学校法第 45 条及び寄附行為第 22 条の規定に基づき、評議員会の決議によって適切に選任されている。令和 7 (2025) 年度は、5 月 28 日開催の第 2 回評議員会にて選任されている。
- (2) 監事は、毎年度理事会、評議員会に監事監査計画を作成し、報告している。並びに、私立学校法第 52 条、第 55 条及び寄附行為第 28 条の規定に基づき、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況について監査を行っている。
- (3) 監事は、私立学校法第 52 条、第 55 条及び寄附行為第 28 条の規定に基づき、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。さらに、理事会及び評議員会に出席するだけでなく、理事選任会議や必要に応じて常任理事会にも出席し、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況について、必要に応じて意見を述べている。令和 7 (2025) 年度は、理事会 12 回、評議員会 10 回に毎回出席し、必要に応じて意見を述べている。
- (4) 監事は、私立学校法第 54 条及び寄附行為第 28 条の規定に基づき、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他文部科学省令で定める事項について、理事会あるいは常任理事会への出席等を行い、確認・調査を行うとともに必要に応じて理事等から説明を受け、学校法人の業務運営が適正に行われているかを確認している。
- (5) 監事は、私立学校法第 52 条及び寄附行為第 28 条の規定に基づき、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況について監査を行っている。私立学校法第 55 条及び寄附行為第 28 条の規定に基づき、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況の監査を行い、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後 3 か月以内に理事会及び評議員会に提出することとしている。監査報告作成にあたっては、会計検査を実施した公認会計士とも連携し、業務執行状況や財産状況について意見交換を行った。令和 6 (2024) 年度の同報告については、改正前の私立学校法に基づき、当該年度終了後 2 か月以内の令和 7 (2025) 年 5 月 28 日開催の理事会、

評議員会にて報告している。

- (6) 監事は、学校法人の運営についての知見を有し、法人が実施している役員向けの研修（設置校の見学、文部科学省等のオンライン研修を含む）などにより、私立学校法及び寄附行為に定める監事の職務及び権限を踏まえ、学校法人の運営に対して法的な責任を負う立場であることを認識し、監査業務を行っている。理事会及び評議員会への出席、業務及び財産の状況並びに理事の職務執行状況の監査等を通じて、学校法人の適正な運営の確保に努めている。

【区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。】

【観点】

- (1) 評議員は、寄付行為に基づき適切に選任されている。
- (2) 評議員会は、理事の数を超える数の評議員をもって組織している。
- (3) 評議員会は適切に招集され、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えている。
- (4) 評議員は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

- (1) 評議員は、私立学校法第 61 条及び寄附行為第 31 条の規定に基づき、学校法人の教育その他の業務に関する知識又は経験を有する者等から、設置する学校に所属する職員のうちから評議員会が選任した者 2 人、法人本部に所属する職員のうちから評議員会が選任した者 1 人、設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のもののうちから評議員会が選任した者 2 人、設置する学校に在籍する幼児、生徒又は学生の保護者のうちから評議員会で選任した者 1 人、学識経験者のうちから理事会が選任した者 5 人を選任している。
- (2) 評議員会は、私立学校法第 18 条及び寄附行為第 5 条の規定に基づき、理事 8 人に対し評議員を 9 人以上 11 人以内を置くと定め、令和 7（2025）年度は 11 人をもって組織しており、理事の数を超える数の評議員をもって組織している。
- (3) 評議員会は、私立学校法及び寄附行為第 36 条、第 39 条の規定に基づき適切に開催され、学校法人の運営に関する重要事項について理事会からの諮問事項や理事選任会議が理事を選任する際の意見具申、会計監査人、監事の選任の決議など、その役割を適切に果たしている。評議員会には監事も出席し、必要に応じて意見を述べている。また、評議員会には、常任理事も同席し、諮問事項や議案の説明を丁寧に行う等理事会と評議員会での協力体制を整えている。
- (4) 評議員は、私立学校法第 66 条及び寄附行為第 36 条に定める評議員会の権限及び役割について、就任時や評議員会等における説明・情報共有、その他法人が実施している役員向けの研修（設置校の見学、文部科学省等のオンライン研修を含む）を通じて理解を深め、学校法人の運営に関する法的な責任を有する立場であることを認識している。また、評議員会への出席及び重要事項の審議等を通じて、その職責を果たしている。

[区分 基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

【観点】

- (1) 会計監査人は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
- (2) 会計監査人は、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査している。
- (3) 会計監査人は、監査を行ったときは、適宜、監事に報告するとともに、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出している。
- (4) 会計監査人は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。

<区分 基準IV-C-3 の現状>

- (1) 会計監査人は、私立学校法第 80 条及び寄附行為第 49 条の規定に基づき、評議員会の決議によって適切に選任されている。令和 7（2025）年度は、5 月 28 日の評議員会にて選任され、令和 7 年 6 月 29 日の定時評議員会の日から就任している。
- (2) (3) 会計監査人は、寄附行為第 54 条の規定に基づき、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査することと定めている。これにより、令和 7（2025）年度の決算報告時には、法令に定める監査が可能な体制を整えた。
- (4) 令和 7（2025）年度に就任した会計監査人は、従来から本学の計算書類等の監査をおこなっており、改正後の私立学校法についても知見を有しており、その他の関係法令及び寄附行為に定める職務、権限及び責任を踏まえ、学校法人の運営に関する法的な責任を有することを認識している。また、専門的知識に基づき、学校法人の計算書類等について監査を実施し、必要に応じて監事、監査室等との連携（監事との二様監査、監査室を含む三様監査）を図りながら、その職責を適切に果たしている。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

特になし。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

令和 7（2025）年度の私立学校法改正への対応として、監事及び評議員会の権限・役割を踏まえた法人運営体制を整備するとともに、新たに会計監査人を評議員会の決議により選任し、法令に基づく会計監査を実施できる体制を整えた。

また、監事は理事会及び評議員会に継続的に出席するほか、必要に応じて理事選任会議や常任理事会にも出席し、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務執行状況について意見を述べるなど、法人運営に対する監督機能の充実を図っている。さらに、評議員会においては常任理事が同席して諮問事項や議案について説明するなど、理事会と評議員会との間で円滑な情報共有と協力体制を構築している。

〔テーマ 基準IV-D 情報公表〕

〔区分 基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。〕

【観点】

- (1) 法令等に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。
- (2) 学校法人が採用したガバナンス・コードに対する適合状況を公表している。

＜区分 基準IV-D-1 の現状＞

- (1) 本学は、高い公共性と社会的責任を有する教育機関として、学校教育法施行規則等の関係法令に基づき、教育研究上の基礎的な情報、教育の質に関する情報、学生支援及び進路に関する情報等を、本学公式ウェブサイト等を通じて公表している。具体的には、建学の精神及び教育目的、三つの方針、学修成果、教育課程、シラバス、学生数・卒業者数、進路・就職状況等を公表している。また、学校法人として、事業報告書、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表等の財務情報についても本学園公式ウェブサイト等を通じて公表し、社会に対する説明責任を果たしている。公表する情報については、関係部署が内容を確認し、必要に応じて更新を行うことで、正確かつ適切な情報提供に努めている。
- (2) 日本私立大学協会が策定したガバナンス・コードを採用し、経営の透明性の確保、適正な法人運営、情報公開の充実等に取り組むとともに、その遵守状況について点検し、適合状況を本学園公式ウェブサイトにおいて公表している。

＜テーマ 基準IV-D 情報公表の課題＞

教育情報及び財務情報については、関係法令に基づき適切に公表している。今後も、公表内容の正確性及び最新性を確保するため、関係部署間で確認・更新を行う体制を継続するとともに、社会に対して分かりやすい情報発信に努める必要がある。また、ガバナンス・コードについても、法令や社会情勢の変化を踏まえ、継続的に点検・見直しを行っていくことが課題である。

＜テーマ 基準IV-D 情報公表の特記事項＞

特になし。

＜基準IV 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

全学的に統一感のある広報発信推進のため、「ブランド構築プロジェクトチーム」(2019～2020年度)、「ブランドマネジメントプロジェクトチーム」(2021～2024年度)を設置し、ブランディングの検討を進めてきたが、令和6(2024)年度に、併設する金城大学が文部科学省「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」に選定されたことを受け、両学に共通するブランド構築を目指すこととなった。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

<Ⅳ・B・1>

教学運営については、学科再編や教育改革等を円滑に進めるため、関係部署の役割分担や実施手順を明確にし、一部の教職員に業務が集中しない組織的な運営体制の整備を進め、あわせて、監事と会計監査人との連携を含む監査体制の実効性を高めるとともに、教育情報・財務情報等の正確かつ適時な公表を継続し、情報公開の一層の充実に努める。